

愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）  
実施方針

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 3 項の規定により、愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表します。

2025 年 1 月 10 日  
愛知県知事 大村 秀章

愛知県（以下「県」という。）は、本事業について民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI 法に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することを検討しています。

本実施方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び当該事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 24 年 3 月閣議決定、その後の改正を含む、以下「基本方針」という。）、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（平成 25 年 6 月 6 日公表、その後の改正を含む。）、「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日民間資金等活用事業推進委員会より公表、その後の改正を含む。）、「愛知県 PFI 導入ガイドライン」（平成 15 年 6 月 30 日愛知県企画振興部長通知 15 企第 73 号、その後の改訂を含む。）等にのっとり、本事業の実施方針として定め、ここに公表します。



**愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術  
劇場の運営（愛知県芸術劇場等運営等事業）  
実施方針**

2025年1月

愛知県

## 目次

はじめに .....	1
第1. 特定事業の選定に関する事項 .....	2
1. 本事業の事業内容に関する事項 .....	2
(1) 事業名称 .....	2
(2) 公共施設の管理者.....	2
(3) 本事業の目的.....	2
(4) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等.....	2
(5) 事業期間 .....	6
(6) 事業方式 .....	6
(7) 運営権設定対象施設及び事業場所の概要.....	6
(8) 事業期間終了時の取扱い.....	7
(9) 本事業における利用料金等の設定及び收受.....	8
(10) 本事業における費用負担.....	8
(11) 本事業の範囲.....	9
(12) 本事業の実施にあたり配慮すべき事項.....	11
(13) 更新投資等の取扱い.....	12
(14) 事業者が支払う本事業の運営権対価.....	12
(15) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属.....	12
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	13
(1) 特定事業の選定基準.....	13
(2) 選定結果の公表.....	13
第2. 事業者の募集及び選定に関する事項 .....	14
1. 事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方 .....	14
(1) 募集及び選定方法.....	14
(2) 審査方法 .....	14
2. 優先交渉権者の選定手順及び選定方法 .....	14
(1) 募集・選定に係るスケジュール.....	14
(2) 実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表.....	14
(3) 募集要項等の公表等.....	14
(4) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表.....	15
(5) 参加資格確認.....	15
(6) 競争的対話等の実施.....	15
(7) 提案審査 .....	15
(8) 審査結果の公表.....	16
(9) 基本協定の締結.....	16

(10) SPC の設立 .....	16
(11) 運営権の設定及び実施契約の締結 .....	16
(12) 事業者への備品等の貸与 .....	16
3. 応募者の主な要件 .....	16
(1) 応募者の構成 .....	16
(2) 応募者等の参加資格要件 .....	17
(3) 応募者等の個別要件 .....	18
(4) 参加資格確認基準日 .....	18
4. 提案書類の取扱い .....	18
(1) 著作権 .....	18
(2) 第三者の権利 .....	18
(3) 提案書類の公開について .....	19
(4) 提案内容の矛盾について .....	19
(5) 提案内容の履行義務について .....	19
第3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	20
1. 本事業の前提条件 .....	20
(1) 事業開始日以降に県が実施予定の工事 .....	20
2. リスク分担の基本的な考え方 .....	20
(1) 不可抗力 .....	20
(2) 契約不適合責任 .....	21
(3) 特定法令等変更 .....	21
(4) 緊急事態 .....	21
3. 事業者の権利義務に関する制限及び手続 .....	21
(1) 運営権の譲渡等 .....	21
(2) 事業者の株式の新規発行及び処分 .....	21
4. ガバナンス .....	22
(1) 会議体の設置 .....	23
(2) 第三者機関の設置 .....	23
(3) 維持管理・運営業務に関するガバナンス .....	23
(4) ファシリテーターによるガバナンス機能の維持・強化 .....	24
5. 財務情報の報告及び開示 .....	24
第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	25
1. 本事業の対象施設 .....	25
(1) 愛知芸術文化センター .....	25
(2) その他 .....	25
2. 対象施設の立地に関する事項 .....	26
(1) 位置図 .....	26
(2) 敷地条件 .....	26

(3) その他 .....	26
第5. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 .....	28
1. 実施契約に定めようとする事項 .....	28
2. 疑義が生じた場合の措置 .....	28
3. 管轄裁判所の指定 .....	28
第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	29
1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 .....	29
(1) 事業者の事由による実施契約の解除.....	29
(2) 県の事由による実施契約の解除又は終了.....	29
(3) 不可抗力による実施契約の解除又は終了.....	30
2. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合の措置 .....	30
3. 金融機関又は融資団と県との協議 .....	30
第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	31
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	31
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	31
3. その他の措置及び支援に関する事項 .....	31
第8. その他本事業の実施に関し必要な事項.....	32
1. 本事業に関連する事項 .....	32
(1) 本事業の実施に関して使用する言語及び通貨.....	32
(2) 提案書類の作成等に係る費用.....	32
(3) 問合せ先 .....	32

## 用語集

本実施方針では、以下のように用語を定義する。

- 【公共施設の管理者】 : 本事業を PFI 事業として事業者を実施させようとする地方公共団体の長をいう。
- 【事業者】 : 本事業の実施に際して、県と実施契約を締結し事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。特別目的会社とは、本事業の実施のみを目的として設立される会社をいう。
- 【運営権】 : 県が管理する本施設に関する公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項に定める公共施設等運営権）をいう。
- 【合意延長】 : 県と事業者の相互の合意により運営権の存続期間を延長することをいう。
- 【次期事業者】 : 事業期間終了後において愛知芸術文化センターを管理運営することとなる新たな事業者をいう。
- 【応募者】 : 応募企業又は応募グループをいう。
- 【応募企業】 : 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する単独の企業をいう。
- 【応募グループ】 : 本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
- 【構成企業】 : 応募グループを構成し、特別目的会社に出資する企業をいう。
- 【協力企業】 : 応募企業又は応募グループの構成企業以外の者で、事業開始後、事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者をいう。
- 【代表企業】 : 応募グループにより応募する場合に構成企業の中から定める、応募手続を行う企業をいう。なお、代表企業は、適切な経営体制及び適切なガバナンス体制（特に特別目的会社自身の内部統制）を構築するものとする。
- 【提案審査参加者】 : 参加資格が確認され、提案審査に参加する応募者をいう。
- 【委員会】 : 優先交渉権者の選定にあたり県が設置する、学識経験者等で構成する PFI 事業者選定委員会をいう。
- 【優先交渉権者】 : 委員会から最優秀提案者の選定を受けて、実施契約の締結を予定する者として県が決定した応募者をいう。
- 【計画地】 : 本事業の計画地をいう。
- 【募集要項等】 : 公募の際に県が公表する書類一式をいう。具体的には募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、様式集及び記載要領、基本協定書（案）、実施契約書（案）等をいう。
- 【提案書類】 : 提案審査参加者が募集要項等に基づき作成し、期限内に提出した書類及び図書をいう。
- 【Web ページ】 : 愛知県県民文化局文化部文化芸術課 Web ページをいう。

## はじめに

愛知県では、2024年4月に「愛知県文化施設活性化基本計画」を公表し、愛知芸術文化センター栄施設（以下「愛知芸術文化センター」という。）の建物管理及び愛知県芸術劇場への民間活力の導入について、その可能性や効果等を具体的に検討してきた。

その結果、愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営（以下「愛知県芸術劇場等運営等事業」という。）について、民間事業者のノウハウ等を最大限に活用するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式（以下「コンセッション方式」という。）を導入することとした。

このため、本事業に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び本事業を実施する事業者の選定を行うにあたり、PFI法第5条第1項の規定により、実施方針を策定したので公表する。

## 第 1. 特定事業の選定に関する事項

### 1. 本事業の事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

愛知県芸術劇場等運営等事業

#### (2) 公共施設の管理者

愛知県知事 大村 秀章

#### (3) 本事業の目的

1992 年 10 月に開館した愛知芸術文化センターについては、2014 年度の愛知県芸術劇場等への指定管理者制度の導入を契機として、利用者サービスの向上や、より質の高い舞台芸術の創造・発信を実現した一方、充実した施設機能や名古屋「栄・都心部」という恵まれた立地を生かしきれておらず、美術館の企画展や劇場の公演時以外の人流が少なく、また、愛知芸術文化センターの存在感を十分に発揮できていない等の課題を抱えている。

さらに、愛知県芸術劇場については、主催事業の再構成や戦略的に公演を誘致する貸館事業の柔軟化により、劇場としてのブランドイメージやプレゼンスを一層向上させる余地がある。

こうした課題を解消し、開館 30 年を過ぎた愛知芸術文化センターの今後の一層の活性化を図るため、愛知芸術文化センターの建物管理及び愛知県芸術劇場の運営手法として、民間事業者のノウハウ等を最大限に活用することを目的としてコンセッション方式を導入することとし、愛知芸術文化センターの建物と愛知県芸術劇場の運営・維持管理を一体化することにより、利用者サービスの更なる向上と効率的かつ効果的な運営を実現する。

#### (4) 本事業の実施にあたって想定される根拠法令等

本事業の実施にあたっては、PFI 法のほか、以下の各種関連法令等に留意する必要がある。

なお、記載のない各種関連法令等についても、遵守、準拠すること。

##### ① 法令

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 屋外広告物法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 駐車場法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 振動規制法
- ・ 浄化槽法
- ・ 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律
- ・ 興行場法
- ・ 道路法
- ・ 港湾法
- ・ 航空法
- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・ 景観法
- ・ 電波法
- ・ 騒音防止法
- ・ 警備業法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 食品衛生法
- ・ 電気事業法
- ・ 河川法
- ・ 都市公園法
- ・ 借地借家法
- ・ 地方自治法
- ・ 民法
- ・ 会社法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 文化芸術基本法
- ・ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
- ・ 博物館法
- ・ 文化財保護法
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

- ・ 著作権法
- ・ その他、本事業に関する法令等

## ② 条例

- ・ 愛知県個人情報保護条例
- ・ 愛知県建築基準条例
- ・ 愛知県建築基準法施行細則
- ・ 愛知県人にやさしい街づくり条例
- ・ 愛知県屋外広告物条例
- ・ 愛知県環境基本条例
- ・ 愛知県文化芸術振興条例
- ・ 愛知芸術文化センター条例
- ・ 名古屋市建築基準法施行条例
- ・ 名古屋市総合設計制度指導基準
- ・ 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例
- ・ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- ・ 名古屋市地域冷暖房施設の整備促進に関する指導要綱
- ・ 名古屋市都市景観条例
- ・ 名古屋市屋外広告物条例
- ・ 名古屋市開発行為の許可等に関する条例
- ・ 名古屋市火災予防条例
- ・ 名古屋市都市公園条例
- ・ 名古屋市風致地区内建築等規制条例
- ・ 名古屋市緑のまちづくり条例
- ・ 名古屋市駐車場条例
- ・ 名古屋市市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例
- ・ 名古屋市中高層建築物日影規制条例
- ・ 名古屋市環境基本条例
- ・ 名古屋市環境影響評価条例
- ・ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例
- ・ 名古屋市水道給水条例
- ・ 名古屋市下水道条例
- ・ 名古屋市興行場法施行条例
- ・ 名古屋市防災条例
- ・ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例
- ・ 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- ・ 緑化地域制度
- ・ その他、本事業に関連する条例等

### ③ 方針・計画・基準等

- ・ 建築設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ・ 建築鉄骨設計基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 官庁施設の環境保全に関する基準（国土交通省）
- ・ 日本建築学会諸基準
- ・ 昇降機耐震設計・施工指針（財団法人日本建築センター編集）
- ・ 公共建築工事標準仕様書建築工事編（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書電気設備工事編（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築工事標準仕様書機械設備工事編（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築工事安全施工技術指針
- ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（最新版）
- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 吊物機構安全指針・同解説（公益社団法人劇場演出空間技術協会）
- ・ 床機構安全指針・同解説（公益社団法人劇場演出空間技術協会）
- ・ 劇場等演出空間電気設備指針（一般社団法人電気設備学会、公益社団法人劇場演出空間技術協会）
- ・ 演出空間仮設電気設備指針（一般社団法人電気設備学会）
- ・ 懸垂物安全指針・同解説（一般財団法人日本建築センター）
- ・ 官庁施設の設計業務等積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 建築数量積算基準（建築積算研究会）
- ・ 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 愛知県財務規則
- ・ あいち文化芸術振興計画 2027
- ・ 愛知県ネーミングライツ導入ガイドライン
- ・ 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定

- ・ その他、本事業に関連する方針・計画・基準等

## (5) 事業期間

### ① 本事業の事業期間（予定）

本事業の事業期間は、実施契約に定める運営事業開始準備業務の開始日に始まり、2042年3月に満了するものとする。

運営権の存続期間は、運営権の設定を受けた日（運営事業開始準備業務が終了する翌日）から事業期間の終了日までとする。

なお、第1.-1.-（5）-②の定めにより、事業期間が延長された場合は、当該延長後の終了日（以下「事業終了日」という。）までをいう。

### ② 本事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、事業者及び県は、事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、事業者と県が協議により合意した期間だけ、事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

## (6) 事業方式

県が、事業者に対して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく公共施設等運営権（コンセッション）方式により、愛知芸術文化センターの運営権（料金徴収権限等）を設定する。

事業者の使用許可権限を付与するため、公の施設の指定管理者制度（地方自治法第244条の2第3項）を併用する。

なお、第1.-1.-（11）-①-（c）-（i）の愛知県芸術劇場の運営業務のうち、公益財団法人愛知県文化振興事業団（以下「文化振興事業団」という。）が従来より実施している創造発信・鑑賞事業の主催に関する業務、普及啓発事業及び人材養成事業の主催に関する業務は、文化振興事業団がその業務の一部を引き続き実施するものとし、事業者は、その業務を文化振興事業団に委託するものとする。

また、事業者は、芸術劇場の舞台機構の運用・管理、利用者に対する舞台技術面における支援などを行う業務等については、その全部又は一部を文化振興事業団の職員に従事させることとする。

詳細については、募集要項等の公表時において示す。

## (7) 運営権設定対象施設及び事業場所の概要

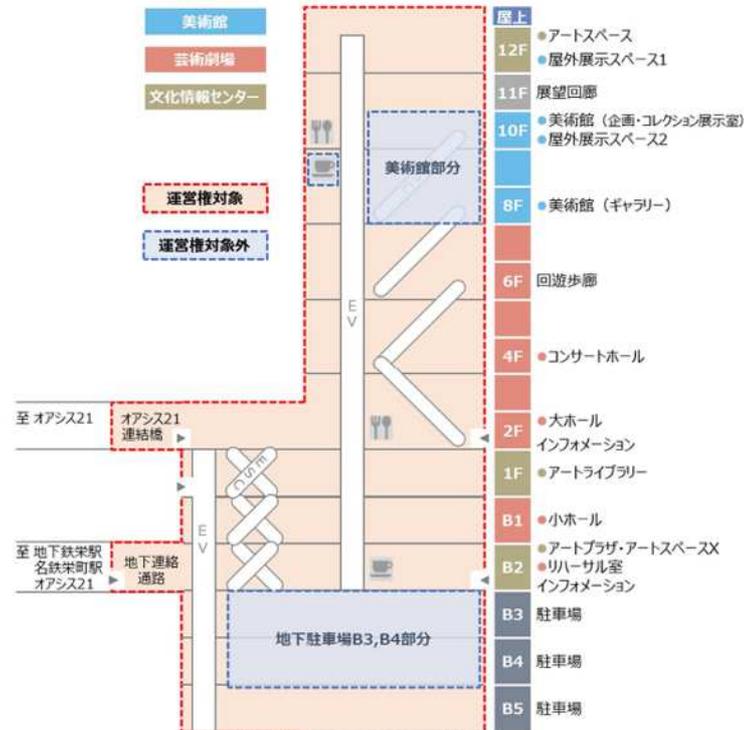
### ① 運営権設定対象施設

愛知芸術文化センター

※愛知芸術文化センター条例（平成3年愛知県条例第2号）第1条第2項に掲げる芸術文化の振興及び普及を図るための施設として、名古屋市東区に設置されている施設（愛知県美術館、アトライブラリー（地下1階）、地下3・4階駐車場を除く。）

※運営権設定対象施設の詳細な範囲は「別紙1 愛知芸術文化センター平面図」に示す。

図表 1-1 運営権設定対象施設



② 事業場所

名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号

※本施設は名古屋市から都市公園法第 5 条に基づく公園施設設置許可を受けている。本事業期間中も県はこれを維持するものとする。

(8) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い、本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは、次のとおりである。

① 運営権

事業期間終了日に、運営権は消滅する。

② 運営権設定対象施設

事業期間終了日又はそれ以降の県が指定する日において、事業者は、運営権設定対象施設を県又は新たな事業者（以下「次期事業者」という。）に引き渡さなければならない。

なお、事業者は、実施契約に定める要件及び手続により、運営権設定対象施設の更新投資として、投資（新設・拡張した施設の機能維持のための投資を除く。）を行った場合、事業期間終了時点で当該投資の結果残存している価値に相当する金額を県が負担すること（以下、当該負担金額を「残存価値相当費用」という。）を求めるこ

とができる。

この場合、当該更新投資が実施契約に定める一定の要件（事業期間内の投資回収が困難であって、事業終了日以降に残存価値相当費用を上回る受益が見込まれる投資であると県が認める投資であること等）を満たすときは、県は実施契約により認められる範囲において、残存価値相当費用を負担する。

なお、残存価値相当費用の支払方法等については、実施契約書（案）に示す。

### ③ 事業者の所有する資産等

本事業の実施のために事業者が所有する資産（県又は次期事業者が買い取る資産を除く。）については、すべて事業者の責任において処分し、その費用を負担しなければならない。

ただし、県又は次期事業者は、事業者の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。

### ④ 業務の引継ぎ

県は、事業期間終了後に本施設を県以外の第三者に運営を行わせる場合、事業期間が終了する前に、次期事業者を選定する予定である。

県又は次期事業者に対する業務の引継ぎは、原則として事業期間中に行うこととし、事業者は自らの責任により適切な引継ぎを行い、その費用を負担する。

なお、事業期間中に事業期間終了後の施設の利用に関する予約の申し込みがあった場合は、次期事業者へ引継ぎを行う。

## (9) 本事業における利用料金等の設定及び收受

利用料金は事業者の提案に基づき、条例に従って県との協議の上で事業者が設定し、自らの収入として徴収することを想定している。

また、ネーミングライツによる収入及び運営権設定対象施設の一部についてテナント等の第三者へ転貸することによる収入を得ることを想定している。

詳細については、募集要項等の公表時において示す。

## (10) 本事業における費用負担

本事業における費用負担については、下記①、②のとおりとする。

更新投資等に係る費用負担については、第 1. -1. -(13)の定めに従うものとする。

### ① 運営に係る費用負担

本施設の維持管理及び運営については、事業者による利用料金収入等による事業運営を基本とする。

ただし、特定事業に係る費用のうち、実施契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外の費用を事業者が負担することを想定している。

事業者は特定事業について、県が定める上限額の範囲内において、県による負担総額及び各年度の負担額を提案書類において提案するものとする。県は、提案された各年度の負担額を、実施契約に定める手続に従い支出する。

なお、県が定める負担総額の上限額は約 226 億円を想定している。また、事業者は、県による負担総額を 0 円とする提案をする場合に限り、運営権対価を提案できるものとする。

## ② 大規模修繕に係る費用負担

本施設の老朽化等に対応し、劣化したものを初期の水準に回復させるための大規模修繕は、県が必要と認め予算措置がなされたものから順次実施し、工事期間中も事業者による本事業に係る業務を継続できるよう対処する方針である。

大規模修繕の実施にあたっては、県は事前に修繕の時期等について事業者と協議するものとし、事業者は県が工事を実施している場所の立入を禁止するなど、必要な協力を行わなければならない。

なお、大規模修繕の実施に伴って本施設の休館等の期間が生じ、これにより事業者が損失を受けたときは、県は、事業者と協議の上、県が認める範囲内での当該損失の補償又はそれに代わる事業期間の合意延長を行うものとする。

## (11) 本事業の範囲

本事業の範囲は以下の①、②に掲げるものとする。なお、事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせることができる。ただし、以下の①(a)統括管理業務のうち「統括マネジメント業務」は、第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

当該業務委託を行ううえで事業者が遵守すべき制限・手続を含め、本事業における詳細な実施条件については、募集要項等の公表時において示す。

業務範囲は以下のとおりとする。愛知芸術文化センターの更なる魅力向上や賑わい創出の実現に向けて、各業務の具体的な内容や追加的に実施すべき業務等について、応募者（「第 2.3. 応募者の主な要件」に規定するものをいう。）からの提案を求めることとする。

業務の対象施設は、第 1.-1.- (7)-①運営権設定対象施設に示す運営権設定対象施設とする。ただし、以下の(b)愛知芸術文化センター全体の維持管理業務については、愛知県美術館及びアトライブラリー地下 1 階部分も対象とする。業務の対象施設については、第 4.-1.- (1)愛知芸術文化センターに詳細を示す。

詳細については、今後、募集要項等の公表時において示す。

### ① 特定事業

特定事業は次の(a)から(e)とする。

#### (a) 統括管理業務

- ・ 統括マネジメント業務
- ・ 総務・経理業務
- ・ ガバナンス業務

(b) 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 舞台設備保守管理業務
- ・ 修繕業務
- ・ 清掃業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 植栽維持管理業務
- ・ 外構管理業務
- ・ システムの維持管理業務
- ・ 備品保守管理業務
- ・ 緊急・救急対応に関する業務
- ・ その他業務（光熱水費の支払い等）

(c) 愛知県芸術劇場の運営業務

(i) 戦略立案及びその実施に係る業務

- ・ 多様な主催者と連携した年間公演計画の検討に係る業務（外部主催者が事業者と連携せず、独自に企画する貸館利用についても、十分な日数を確保できるよう配慮する。詳細については、募集要項等の公表時において示す。）
- ・ 創造発信・鑑賞事業の主催に関する業務
- ・ 中長期的な公演等の誘致に係る戦略立案及びその実施に関する業務
- ・ 普及啓発事業及び人材養成事業の主催に関する業務
- ・ 文化振興事業団との連携に関する業務

(ii) ホールの運営等に関する業務

- ・ ホールの貸出に係る業務（利用受付、料金收受、利用調整、備品貸出等）
- ・ 舞台運営に関する業務
- ・ 場内サービスに関する業務
- ・ その他利用率の向上に関する業務

(d) 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務

(i) 施設・空間及び敷地を有効活用した業務

- ・ ホール以外の貸出に係る業務（利用受付、料金收受、利用調整、備品貸出等）
- ・ 飲食施設等の運営
- ・ ホール以外の利用率の向上に関する業務
- ・ 施設の設置目的の達成に資する催事の誘致に係る業務
- ・ センター内の各施設・空間における取組に関する一体的な情報発信・広報等

※ 現状、十分に利活用されていない施設・空間の積極的な活用に関する提案を募る。詳細については、募集要項等の公表時において示すが、現状の用途には必ずしも限定されない。

- (ii) 愛知県美術館や近隣施設等と連携して実施する業務
- (iii) そのほか施設の利用等に関する業務
  - ・ 来館者受入業務（館内案内、利用案内等）
  - ・ 県民等に対する文化芸術に関する情報の発信・提供

(e) 運営事業開始準備業務

## ② 任意事業

応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業又はこれらが出資する会社（事業者を含む）は、運営期間中、計画地において、都市公園法第2条第2項第7号の政令で定める便益施設（飲食店、売店等）等の都市公園の効用を全うする公園施設の設置運営等、本事業の特定施設の価値を高め、相乗効果が期待できる事業について、関係法令を踏まえた上で、必要に応じて任意に事業を行うことができる。

任意事業に係る費用については、事業者の負担とし、県は負担しない。

## (12) 本事業の実施にあたり配慮すべき事項

### ① 既存運営団体等との連携

特定事業及び任意事業の実施にあたっては、県、愛知県美術館、文化振興事業団及び国際芸術祭「あいち」組織委員会が行う芸術文化事業について、共用部での作品展示やイベント、看板設置の利用調整や広報協力等の連携が求められる。

また、愛知県芸術劇場の運営にあたっては、第1.-1.-6)に示す文化振興事業団が行う業務との連携が求められる。

なお、継続して本施設を利用する愛知県民文化局文化部文化芸術課国際芸術祭推進室（以下、「国際芸術祭推進室」という。）及び文化振興事業団については、愛知芸術文化センター内に、引き続き事務室を設置することとする。

文化振興事業団が行う業務との連携内容や事務室の設置等の詳細については、募集要項等の公表時において示す。

### ② 貸館等の実施における利用調整

事業者は、貸館等の実施において、本施設の劇場としてのブランドイメージやプレゼンスの向上に繋がる公演の実施や誘致を図ることができるよう、ホール等の利用調整に関する方法を提案すること。

ただし、県が指定する団体等が主催する公演については、公益目的の観点等から、別途利用調整を図るものとする。

詳細については、募集要項等の公表時において示す。

### ③ ネーミングライツ

事業者は、県と協議の上、本施設に関するネーミングライツ（事業者が本施設に関するネーミングライツをさらに他の者に付与することを含む。）を行うことができる。

ただし、当該業務を実施する場合には、「愛知県ネーミングライツ導入ガイドライン」に定める「4 ネーミングライツパートナー」に定める規定を遵守しなければならない。

### (13) 更新投資等の取扱い

#### ① 更新投資等の内容

事業者は、運営権設定対象施設について、要求水準を充足する限り、県の事前の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、更新投資を行うことができる。

ただし、事業者は、運営権設定対象施設について、建設（新たな施設を作り出すこと）及び改修（施設を全面除却し再整備すること）を行うことはできない。

また、事業者は、任意事業の実施に伴い必要となる施設（運営権設定対象施設を除く。）について、自らの判断及び費用負担で投資（更新投資に限らない。）を行うことができる。

#### ② 投資完了後の取扱い

事業者が運営権設定対象施設に対して更新投資を行ったときは、投資完了後、当該部分の所有権を県に無償で帰属させた上で、運営権設定対象施設として事業者が運営等を行うものとする。

なお、任意事業の実施に伴い必要となる施設は、事業者の所有となる。

### (14) 事業者が支払う本事業の運営権対価

応募者は、県に対し、一定の条件を満たした場合に限り、本事業における運営権の設定に対する対価（以下、「運営権対価」という。）を提案することができる。

応募者が運営権対価を提案できる場合は、第1.-1.-(10)-①に掲げる運営に係る費用について応募者が全額負担することを提案する場合である。

実施契約締結後、事業者は、県に対して県が指定した期日までに運営権対価を一括又は事業期間に渡って分割で支払うものとする。

### (15) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属

県と事業者で合意する各年度の支出予定額に対して、事業者の創意工夫によって生じる経費節減による収益については、原則としてその全額を事業者に帰属させるものとする。

各年度の実績収入が県と事業者で合意する各年度の計画収入を上回る場合については、差異が15%の範囲内であれば事業者に帰属、それを超える部分については県に帰属させるものとする。ただし、事業者の収支が黒字の場合に限る。

また、計画収入を下回る場合についても、差異が15%の範囲内であれば事業者の負担、それを超える部分については県が負担するものとする。ただし、事業者の収支が赤字の場合に限る。

詳細については、募集要項等の公表時において示す。

## 2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 特定事業の選定基準

県は、PFI 法等を踏まえ、県自らが実施する場合と比較して、民間が実施することにより、効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、実施可能性、事業の収益性等を勘案した上で、本事業の特定事業を PFI 法に基づく特定事業として選定する。

### (2) 選定結果の公表

本事業を PFI 法に基づく特定事業として選定した場合には、その結果を評価内容と併せ、2025 年 1 月下旬以降（予定）に Web ページにおいて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。

## 第2. 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

#### (1) 募集及び選定方法

事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式を採用する。

募集及び選定方法の詳細等については、募集要項等の公表時において示す。

#### (2) 審査方法

県は、第2.-3.-(1)-①に定める応募者等から本事業に係る具体的な業務の実施方法や実施体制、県による運営費用の負担額等について提案を受け、県が設置する学識経験者等で構成する委員会において審査し、その結果を基に優先交渉権者を選定する。

### 2. 優先交渉権者の選定手順及び選定方法

#### (1) 募集・選定に係るスケジュール

募集・選定に係るスケジュールは概ね以下のとおりである。

詳細については、募集要項等の公表時において示す。

年月（予定）	内容
2025年1月下旬以降	・ 特定事業の選定
2025年1月下旬以降	・ 募集要項等の公表
2025年7月頃	・ 提案書類の提出
2025年9月頃	・ 優先交渉権者の選定・公表
2026年2月頃	・ 実施契約の締結

#### (2) 実施方針に関する質問及び意見等の受付、回答公表

2025年1月10日（金）から2025年1月24日（金）午後5時までの間、愛知県県民文化局文化部文化芸術課改革第一グループにおいて、実施方針に関する質問及び意見等を受付ける。

質問及び意見等の提出方法、書式等については、様式1を参照すること。

質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、2025年1月30日（木）にWebページにおいて回答する予定であり、個別の回答は行わないものとする（ただし、質問者名は公表しない）。

#### (3) 募集要項等の公表等

県は、本事業に係る募集要項等を県のWebページへの掲載等の方法により公表する。

また、県は、募集要項等の公表後において、希望者を対象に現地見学会を開催する。

#### (4) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

県は、募集要項等に記載の内容に関する質問を受け付ける。

県は、募集要項等に記載の内容に関する質問に対する回答を、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、県の Web ページにおいて公表する予定である。

#### (5) 参加資格確認

##### ① 参加表明書、参加資格書類の提出

参加資格書類を提出する応募者（以下「参加資格確認参加者」という。）は、募集要項等に定めるところにより、参加表明書及び参加資格書類を作成し、提出する。

##### ② 参加資格確認の方法

参加資格確認では、第 2. -3. -(2) の参加資格要件の充足を中心に、参加資格確認参加者の参加資格書類について確認を行う。

県は、これを受けて提案審査に参加する応募者を選定する。

##### ③ 参加資格確認結果の通知

県は、参加資格確認の結果を参加資格確認参加者に対して通知する。

#### (6) 競争的対話等の実施

県と応募者の意思疎通を十分に確保し、応募者による募集要項等の解釈を明確化する等を目的として、参加資格確認を通過した者と競争的対話を実施する。

#### (7) 提案審査

##### ① 提案書類の受付

提案審査参加者は、募集要項等に定める様式集及び記載要領により、提案書類を提出する。

また、1 者以上の提案審査参加者から提案書類の提出がなかった場合、県は特定事業の選定を取り消す。

##### ② 提案審査の方法

提案書類提出後、提案審査参加者が委員会に対してその提案に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

提案審査では、要求水準の充足が確認された提案審査参加者の提案書類について、委員会における審査を行う。委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等の公表時において示す。

##### ③ 優先交渉権者等の選定

県は、委員会の審査を受け、提案審査参加者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

#### ④ 提案審査結果の通知

県は、提案審査の結果を提案審査参加者に対して通知する。

#### (8) 審査結果の公表

県は、審査結果について、優先交渉権者の選定後速やかに県の Web ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

#### (9) 基本協定の締結

優先交渉権者は、今後、募集要項等の公表時に示す基本協定書（案）に基づいて、県と速やかに基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、県は審査を受けて決定した順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以降の процедуруを行うことができる。

#### (10) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPC として、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない。

#### (11) 運営権の設定及び実施契約の締結

県は、SPC の設立後速やかに、SPC に対して運営権を設定する。また、事業者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。県と事業者は、募集要項等の公表時に示す実施契約書（案）に従い、運営権の設定後速やかに実施契約を締結する。

また、県は、実施契約の締結後、運営事業開始準備業務が終了する日までに、実施契約に定める条件を充足する。

なお、県は、PFI 法第 19 条第 3 項及び第 22 条第 2 項の定める事項を県 Web ページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

#### (12) 事業者への備品等の貸与

県は、事業者に対し、県が所有する本事業に必要となる備品等を無償で貸与する。貸与する備品等及び貸与手続きの詳細については、募集要項等の公表時において示す。

### 3. 応募者の主な要件

#### (1) 応募者の構成

##### ① 応募者の構成

応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた単独の応募企業又は応募グループとする。

応募グループにより応募する場合は、構成企業の中から代表企業を定め、必ず代表企業が応募手続きを行うものとする。

ただし、応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業（以下「応募者等」という。）は、他の応募者等として本事業の募集に参加できないものとする。

応募者は、参加表明書において、第 1.-1.-(11)に示す①(a)から(e)、②の業務を行う応募者等の企業名（応募グループにあたっては、代表企業名を含む。）及び携わる業務を明記することとする。

## ② 構成企業及び協力企業の取扱い

事業開始から 2031 年 3 月 31 日まで、2031 年 4 月 1 日から 2036 年 3 月 31 日まで、2036 年 4 月 1 日以降の 3 期間に分割し、期間毎に、それまでの事業者による運営実績及び事業者による営業努力や経費削減努力等のモニタリング結果等を踏まえた上で第三者機関（後述する。）の合意を得て、県が承認した場合に限り、次期の構成企業（代表企業を除く。）及び協力企業を変更ができるものとする。

なお、2036 年 4 月 1 日以降の期間については、緊急を要する場合に限り、構成企業（代表企業を除く。）及び協力企業の変更について、県と協議できるものとする。

## (2) 応募者等の参加資格要件

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(イ) 愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(ウ) PFI 法第 9 条に示される欠格事由に該当しない者であること。

(エ) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。

(オ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行って認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とする。

なお、外国法人の場合、その適用法令において同等の要件を満たしていると県が確認できることが必要である。

(カ) 本事業のアドバイザー業務に関わっている法人又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者（※）でないこと。「本事業のアドバイザー業務に関わっている法人」については、次に示す。

- ・ EY 新日本有限責任監査法人
- ・ 西村あさひ法律事務所

(キ) 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係若しくは人的関係において

一定の関連がある者（※）でないこと。なお、委員については、募集要項等の公表時において示す。

(ク)他の応募企業又は応募グループとの間に、資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者（※）でないこと。

(ケ)文化振興事業団は、事業者募集段階（募集要項等公表後から優先交渉権者の決定まで）においては、応募グループに参加しないこと。

(コ)応募グループ（代表企業、構成企業、協力企業等）は、募集に関する事項に関して文化振興事業団に接触してはならない。

※「資本関係若しくは人的関係において一定の関連がある者」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項又は第4項に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。

### (3) 応募者等の個別要件

#### ① 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の担当企業

応募者等は、2015年4月1日から参加資格確認基準日までの間に、劇場若しくはホール施設の維持管理業務の実績を有すること。

なお、複数の者で実施する場合は、1人以上が該当すること。

#### ② 愛知県芸術劇場の運営業務の担当企業

応募企業及び応募グループの構成企業は、2015年4月1日から参加資格確認基準日までの間に、劇場若しくはホール施設の運営業務の実績を有すること。

なお、複数の者で実施する場合は、1人以上が該当すること。

### (4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、別に定めるものを除き、参加資格書類の受付日とする。

参加資格確認基準日の翌日から県による優先交渉権者の選定日までの間、応募者等が参加資格を欠くに至った場合、直ちに県に通知すること。

この場合、県は当該応募者等について行った参加資格確認を取り消すことができる。

## 4. 提案書類の取扱い

### (1) 著作権

提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した者に帰属し、原則として、公表しない（愛知県情報公開条例に基づく開示を要する場合を除く。）。なお、本事業の公表その他県が必要と認めるときは、県は提案書類の全部又は一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を無償で使用できるものとする。

### (2) 第三者の権利

県は、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用

した結果生じる責任を負わない。

**(3) 提案書類の公開について**

県は、必要に応じて、提案書類の一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を公開する場合がある。提案書類を公表された場合に提案審査参加者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにする。

**(4) 提案内容の矛盾について**

提示図面あるいはイメージ図等と、文書による記載内容に矛盾がある場合には、文書による記載内容が優先するものとする。

**(5) 提案内容の履行義務について**

優先交渉権者が、県に提出した提案書類については、事業者がこれを履行する義務を負う。なお、プレゼンテーション時の提案内容に係る質問及びその回答についても同様に扱う。

### 第3. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. 本事業の前提条件

本事業特有の条件のうち、主なものを以下に記載する。応募者は、当該内容を了承した上で、本公募に参加するものとする。

また、以下の条件に関し事業者には課される具体的な権利及び義務等については、募集要項等の公表時において示す。

なお、事業者は、実施契約等において別段の定めのある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

##### (1) 事業開始日以降に県が実施予定の工事

本施設については、事業者による事業開始日以降も引き続いて県が自らの費用負担で一部の工事を実施する。工事の詳細は、募集要項等の公表時において示す。

#### 2. リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担することで、より質の高いサービスの提供を目指すものであり、第1-1-(11)-①、②に定める本事業における業務遂行上の責任は原則として事業者が負うものとする。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、県が責任を負うものとする。

以下、県がリスクを負担することがある場合を列挙する。なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

##### (1) 不可抗力

県及び事業者のいずれの責めにも帰すべからざる地震、津波、疫病等の事象であって、本事業の実施に直接的に不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象（以下「不可抗力」という。）が生じた場合であって、事業者が付保した保険によっても本事業に係る損害を補填するに足りないときは、県が運営権設定対象施設の復旧等の措置（以下「事業継続措置」という。）をとる。県が事業継続措置を行ったときは、事業者は、事業者が付保した運営権設定対象施設に対する保険契約に係る保険金等を県が受領することができるよう必要な措置をとらなければならない。

事業者は、事業期間中、実施契約において県が定める基準以上の保険に加入しなければならない。なお、県が承諾したときは、事業者が保険加入に代替する措置をとることを認める。

また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかつた場合、県は、事業期間の延長若しくは実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとることがある。

## (2) 契約不適合責任

運営権設定対象施設について、運営権の設定を受けた日以後1年以内に物理的な隠れたる契約不適合が発見された場合、県は、実施契約に定めるところにより、当該契約不適合によって事業者が生じた損失について補償する。なお、合意延長を行うことにより損失の補償に代える場合もある。

## (3) 特定法令等変更

事業期間中に、本事業にのみ適用され、事業者に不当な影響を及ぼす法令、政策の変更等実施契約に定める一定の事由（以下「特定法令等変更」という。）が生じ、事業者が損失が生じた場合、県は、当該特定法令等変更によって事業者が生じた損失を補償する。なお、合意延長を行うことにより損失の補償に代える場合もある。

## (4) 緊急事態

事業期間中に災害等の事業者による安全な運営が阻害されるおそれのある事態等、実施契約に定める一定の事由が生じた場合であって、他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたときは、県は、PFI法第29条第1項（第2号に係る場合に限る。）に基づき、運営権の行使の停止を命じて、自ら本事業に係る施設を使用することができる。この場合、事業者は、県が本事業の運営権設定対象施設において実施する事業に協力しなければならない。

県がPFI法第29条第1項（第2号に係る部分に限る。）に基づき運営権の行使の停止を命じたときは、PFI法第30条第1項に基づき、事業者が生じた損失を補償する。

## 3. 事業者の権利義務に関する制限及び手続

### (1) 運営権の譲渡等

事業者は、原則、運営権の譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

ただし、事業者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たに事業者となる者について、欠格事由や実施方針適合性等、事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間満了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたとときに限り、県は、議会の議決を経てPFI法第26条第2項に基づく許可を行うものとする。

### (2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、議決権付株式並びに議決権付株式に該当しない株式（以下、「完全無議決権株式」という。）を発行することができることとする。

なお、議決権付株式にかかる新株予約権は、議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみにかかる新株予約権は、完全無議決権株式とみなす。

### ① 完全無議決権株式

事業者は、会社法の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し又は質権その他の担保権を設定する（以下、「処分」という。）ことができる。

なお、完全無議決権株式の譲受人は、以下の資格要件を全て満たすものとし、完全無議決権株式の譲渡が行われた場合、事業者は、株式の譲渡を行った者に対し、以下の資格要件を満たしたうえで株式の譲渡を行っていることを誓約させるとともに、株式の譲渡先等、県が必要とする情報を報告するものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- エ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する事業者の欠格事由に該当しない者であること。

### ② 議決権付株式

事業者は、議決権付株式を新たに発行する場合には、募集要項等公表時に示す基本協定によりあらかじめ認められたものを除き、その内容について県の事前の承認を受けるものとする。

また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）が自ら保有する議決権付株式を他の議決権付株主又は県との間で締結された契約等によりあらかじめ株式の譲渡又は質権その他の担保権の設定（以下「処分」と総称する。）先として認められた者（例：事業者に対して融資等を行う金融機関等）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは県の事前の承認を受ける必要がある。

県は議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしており、かつ当該議決権付株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認する。

議決権付株式の処分に係る承認手続の詳細は、募集要項等の公表時において示す。

## 4. ガバナンス

本事業のガバナンスにおいては、事業者及び県のセルフ・モニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、①県及び事業者の間で重層的に構成する会議体（以下、「会議体」という。）を通じた実績評価と改善協議による統制（内部統制）、及び②外部有識者等により構成する「第三者機関」を通じた評価・アドバイス・勧告等に

よる統制（外部統制）により、ガバナンス機能を確保する。

また、本事業における官民間の相互依存性及び会議体や第三者機関の組織特性を踏まえて、内部統制・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーションの機能を導入し、ファシリテーターを介した諸調整により、本事業のガバナンス機能を維持・強化する。

#### (1) 会議体の設置

本施設の維持管理及び運営等において、本事業の官民の公式なコミュニケーションの枠組みとして、県及び事業者の間での会議体を設置する。

会議体の詳細については、募集要項等の公表時において示す。

#### (2) 第三者機関の設置

複数の有識者により構成する「第三者機関」を設置し、客観的な立場から本事業並びに県が実施するモニタリングに対する評価、アドバイス及び勧告を行うことを想定している。

第三者機関に関する詳細については、募集要項等の公表時において示す。

#### (3) 維持管理・運營業務に関するガバナンス

##### ① 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、要求水準書に定める基準に基づきセルフモニタリングを実施し、その結果を適切に保管・管理するとともに、その方法及び結果について、設置する会議体を通じて、県に対して、定期的に、また、県の求めに応じて随時報告を行うものとする。

なお、報告を求める部分については、募集要項等で示す。

##### ② 県による実績評価

県は、事業者が契約に定められた業務を確実に遂行し、要求水準が達成されているかを確認するために業務の実績評価を行い、運営等の成果が契約に定めた要求水準及び条件に適合しないと認める場合には、設置する会議体を通じて業務内容に対する改善協議を行うことができるものとし、事業者は必要な改善措置を講じるものとする。

県は、事業者の財務状況を把握し本事業の継続性・安定性を確認するために、財務諸表の確認や管理運営原価の開示・確認等によるモニタリングを行うものとし、確認等の結果、本事業の継続性・安定性の確保のために必要があると認める場合には、財務状況等についての改善指示を行うことができるものとし、事業者は必要な改善措置を講じるものとする。

また、契約に基づく県の責務については、県がその実施状況についてモニタリングするとともに、設置する会議体を通じて事業者に報告する。その際、状況や必要に応じて改善協議を行うことができるものとする。

#### (4) ファシリテーターによるガバナンス機能の維持・強化

設置する会議体及び第三者機関が円滑に機能を果たし、本事業のガバナンスを確実なものとするために、必要に応じて、第三者機関は、同機関の構成員若しくはそれ以外の適切な主体をファシリテーターとして選定する。ファシリテーターは、事業者と県の間にて客観的な立場から両者が円滑に意思疎通を図ることができるように諸調整を図るとともに、そのような活動を通じて、会議体及び第三者機関が円滑にその機能を果たしうるように務める。

ファシリテーターに関する詳細については、今後、募集要項等の公表時において示す。

#### 5. 財務情報の報告及び開示

事業者は、毎事業年度の末日から3か月以内に、各種財務情報を県に報告するとともに、要求水準書で公表を求める部分については、事業者の Web ページ等で内容を公表するものとする。

## 第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 本事業の対象施設

#### (1) 愛知芸術文化センター

本事業の対象施設の概要は、以下のとおりである。

竣工年	1992年（平成4年）
主要用途	劇場、美術館、文化情報センター、駐車場
建築面積	12,113.261 m <sup>2</sup>
延べ面積	109,062.073 m <sup>2</sup>
容積対象床面積	109,062.073 m <sup>2</sup>
建物最高高さ	58.000m
階数	地下5階 地上12階 塔屋1階
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
駐車台数	512台

#### (2) その他

その他、本施設の運営等を行うにあたっての留意点は、以下のとおりである。具体的な運営権設定対象エリアについては、「別紙1 愛知芸術文化センター平面図」を参照すること。

詳細については、募集要項等の公表時において示す。

##### ① 愛知県美術館・アートライブラリー（地下1階部分）

愛知県美術館・アートライブラリー（地下1階部分）の運営については、引き続き県等が運営を行う想定のため、本事業の対象外とする。ただし、維持管理については、第1.-1.-（11）-①-(b)愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の対象範囲として、事業者が実施すること。

##### ② 地下3・4階駐車場

地下3・4階駐車場については、株式会社東海放送会館が区分所有しているため、本事業の対象外とする。

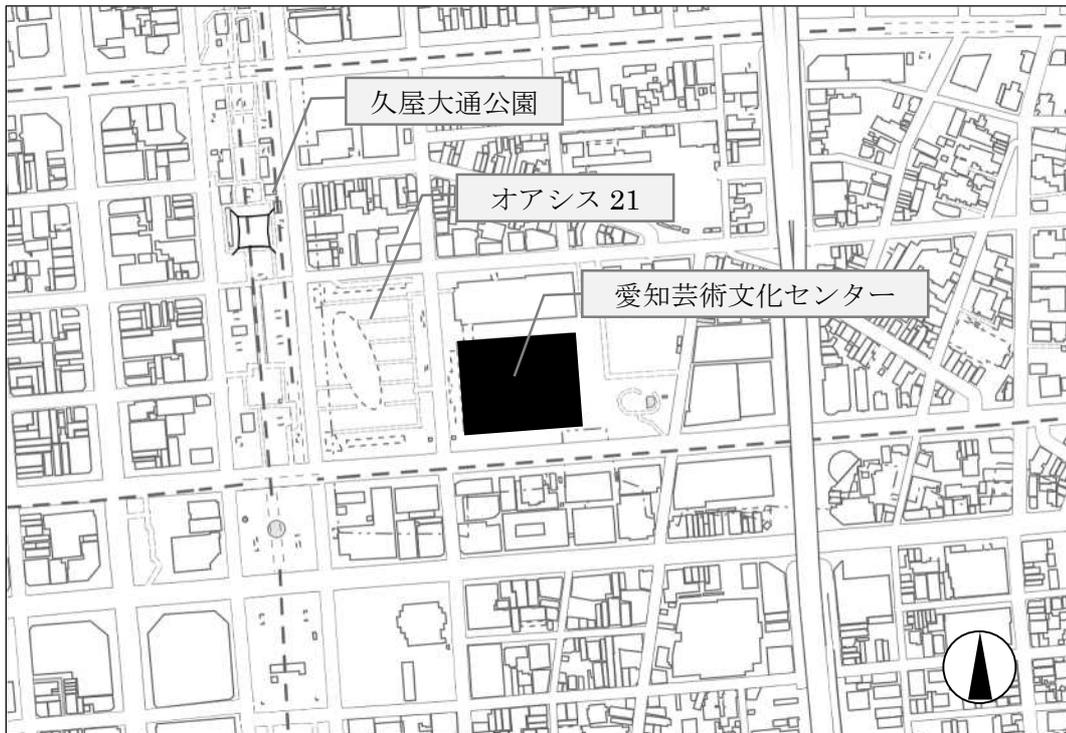
##### ③ 文化振興事業団及び国際芸術祭推進室の事務室

現在、本施設に事務室を設置している文化振興事業団及び国際芸術祭推進室については、本事業開始後においても、引き続き、本施設に事務室を設置することとする。

## 2. 対象施設の立地に関する事項

対象施設の立地は、以下のとおりである。

### (1) 位置図



引用：地理院地図

### (2) 敷地条件

所在地	名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号
敷地面積	18,173.11 m <sup>2</sup>
地域地区	用途地域：商業地域 防火指定：防火地域 高度地区：指定なし
その他指定区域	緑化地域、駐車場整備地区、都市計画公園
容積率	800%
建蔽率	80%
道路	南側（錦通） 幅員 37.000m 西側（武平町通） 幅員 15.000m 北側（袋町通） 幅員 20.000m
避難場所	伏見・栄地区都市再生安全確保計画において位置付ける一時退避場所及び退避施設
その他	権利関係（名古屋市）

### (3) その他

#### ① 都市公園の許可について

本事業用地は、名古屋市が所有する事業用地であり、「久屋大通公園」の開園区域

内である。県は、愛知芸術文化センターの設置について名古屋市から都市公園法第5条に基づく公園施設設置許可を受けているため、本事業期間中も、県はこれを維持するものとする。

また、当該許可は5年毎の更新が必要となるため、県が当該許可申請を更新するにあたって、事業者はこれに協力するものとする。

なお、当該許可の条件に違反したとき又は名古屋市が公園管理上必要と認めるときには、許可が取り消されることがある。

## 第5. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1. 実施契約に定めようとする事項

県及び事業者が締結する実施契約に定める主な事項は次のとおりとする。詳細は募集要項等の公表時において示す。

- ・ 総則
- ・ 公共施設等運営権の設定
- ・ 公共施設等運営権設定対象施設の引渡し
- ・ 事業期間中に事業者が行う業務
- ・ 更新投資等
- ・ 利用料金の設定及び収受等
- ・ リスク分担
- ・ ガバナンス
- ・ 誓約事項
- ・ その他事業実施条件
- ・ 公共施設等運営権の処分
- ・ 契約期間及び契約満了に伴う措置
- ・ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ・ 雑則

### 2. 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び事業者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約書（案）に示す。

### 3. 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1. 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

県又は事業者は、本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり、実施契約を解除又は終了できるものとする。この場合、事業者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対する業務の引継ぎが完了するまでの間、自らの責任と費用負担で本事業を継続するものとし、運営権設定対象施設及び本事業の実施のために事業者が所有する資産の処分については、第1.-1.-（8）-②から④までの規定に従うものとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

#### (1) 事業者の事由による実施契約の解除

##### ① 解除事由

県は、事業者の責めに帰すべき事由により実施契約の履行が不能になったとき等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、催告を経ることなく実施契約を解除することができる。

県は、事業者がその責めに帰すべき事由により実施契約上の義務を履行しないとき等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、事業者に対して是正の指示を行い、一定期間内に是正策の提出・実施を求めた上で、事業者が当該期間内に是正をすることができなかつたときは、解除事由を記載した書面を送付した上で、直ちに実施契約を解除することができるものとする。

##### ② 解除の効果

県は、実施契約の解除に伴い、運営権を取り消す。

県は、事業者に対し、事業者が支払った運営権対価がある場合はそのうち残余の存続期間に対応する部分について補償する。

事業者は、年度途中で解除に至った場合には、県が支払った費用負担額のうち残余期間相当額を県に返還する。

事業者は、県に対し、実施契約の定める違約金（契約の解除原因となった事由により、県に生じた損害が当該金額を超えるときはその金額）を支払う。

#### (2) 県の事由による実施契約の解除又は終了

##### ① 解除又は終了の事由

県は、実施契約を継続する必要がなくなったとき又は実施契約を解除することが必要と認めるときには、事業者に対し6か月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。

事業者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間県が実施契約上の義務を履行しない場合又は事業者による実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

## ② 解除又は終了の効果

県は、実施契約を解除する場合、運営権を取り消す。

県は、事業者に対し、事業者が支払った運営権対価がある場合はそのうち残余の存続期間に対応する部分について補償する。

事業者は、年度途中で解除に至った場合には、県が支払った費用負担額のうち残余期間相当額を県に返還する。

県は、事業者に対し、契約の解除又は終了の原因となった事由により事業者が生じた損害（残余の存続期間に対応する部分の運営権対価補償額を除く。）を補償する。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、県の支払額からこれを控除する。

## (3) 不可抗力による実施契約の解除又は終了

### ① 解除又は終了の事由

不可抗力を原因として、本事業を停止又は一時中断する場合において、県及び事業者の協議により、本事業の復旧スケジュールを決定することができないとき又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明したときは、県又は事業者は双方協議の上、合意により実施契約を解除することができる。

なお、不可抗力を原因として本施設が滅失したときは、実施契約は当然に終了する。

### ② 解除又は終了の効果

不可抗力を原因として実施契約を解除する場合、県及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

県は、事業者に対し、事業者が支払った運営権対価がある場合はそのうち残余の存続期間に対応する部分について補償する。

なお、不可抗力を原因として本施設が滅失したときは、運営権は当然に消滅する。

## 2. その他の事由により本事業の継続が困難となった場合の措置

県及び事業者は、実施契約に具体的に列挙した事由に対して、実施契約に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

## 3. 金融機関又は融資団と県との協議

県は、本事業の安定的な継続を図るために、必要と認めた場合には、一定の事項について、事業者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## 第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

### 2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けられる可能性がある場合は、県は、これらの支援を事業者が受けることができるよう可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

### 3. その他の措置及び支援に関する事項

県は、事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

## 第8. その他本事業の実施に関し必要な事項

### 1. 本事業に関連する事項

#### (1) 本事業の実施に関して使用する言語及び通貨

本事業の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。

#### (2) 提案書類の作成等に係る費用

提案書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

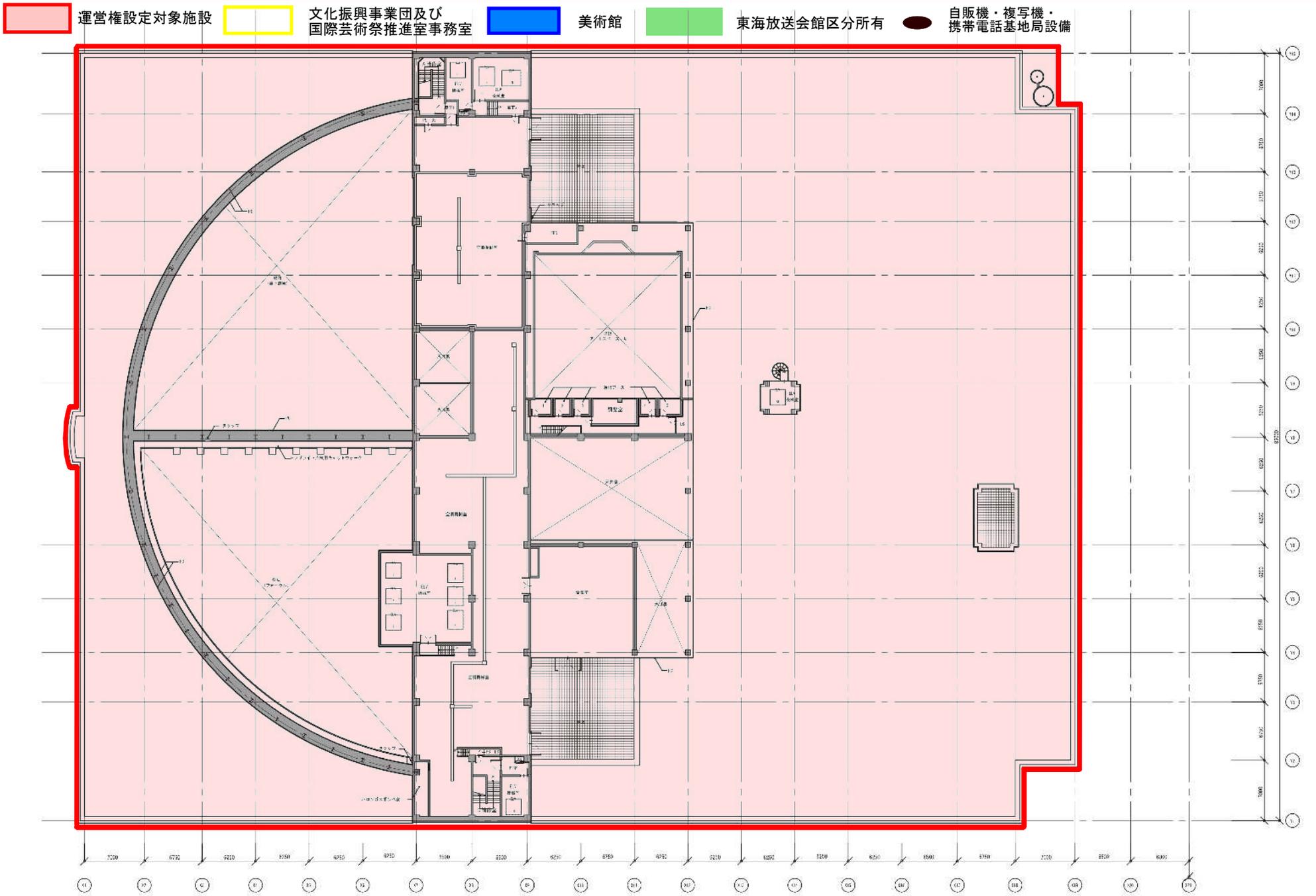
#### (3) 問合せ先

愛知県民文化局文化芸術課改革第一グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話（ダイヤルイン） 052-954-7476

メールアドレス geibun-kentou@pref.aichi.lg.jp



運営権設定対象施設



文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室



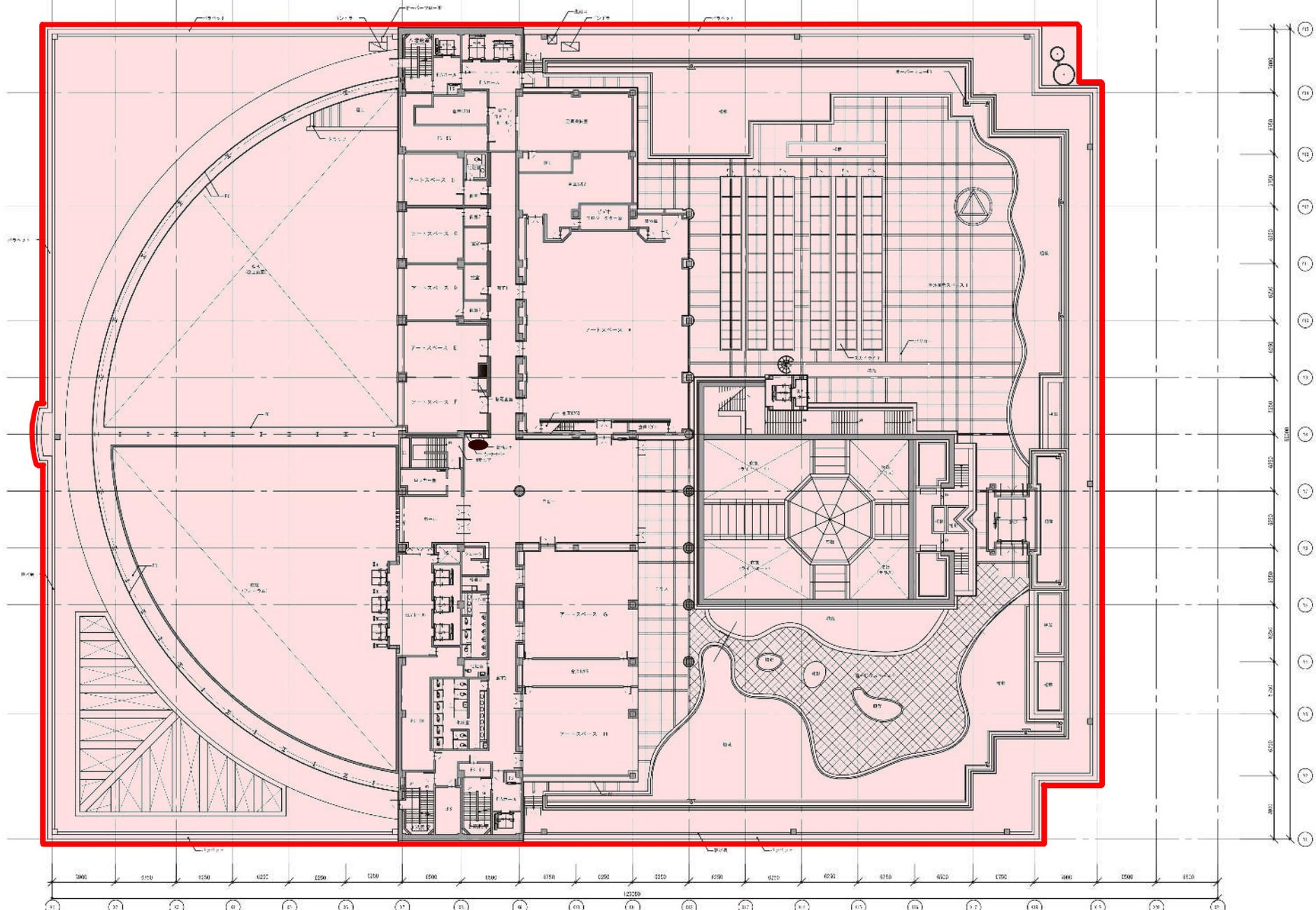
美術館



東海放送会館区分所有



自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

所在地	
期数	01/00/01

図名	
縮尺	

図面内容	
------	--

図面内容	
------	--

図面内容	12階平面図
縮尺	A3 1/400

縮尺	000
図名	



運営権設定対象施設



文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室



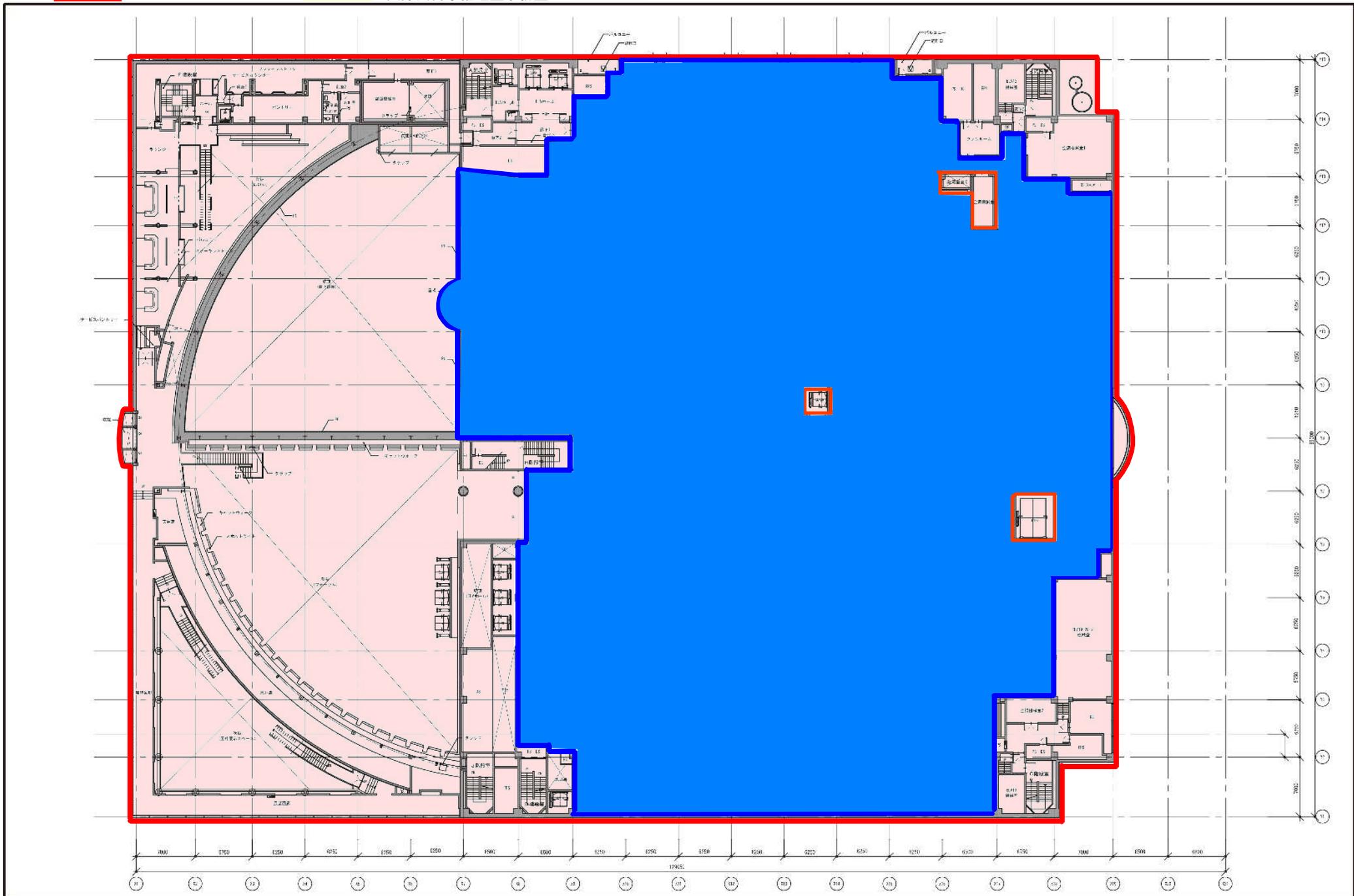
美術館



東海放送会館区分所有



自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



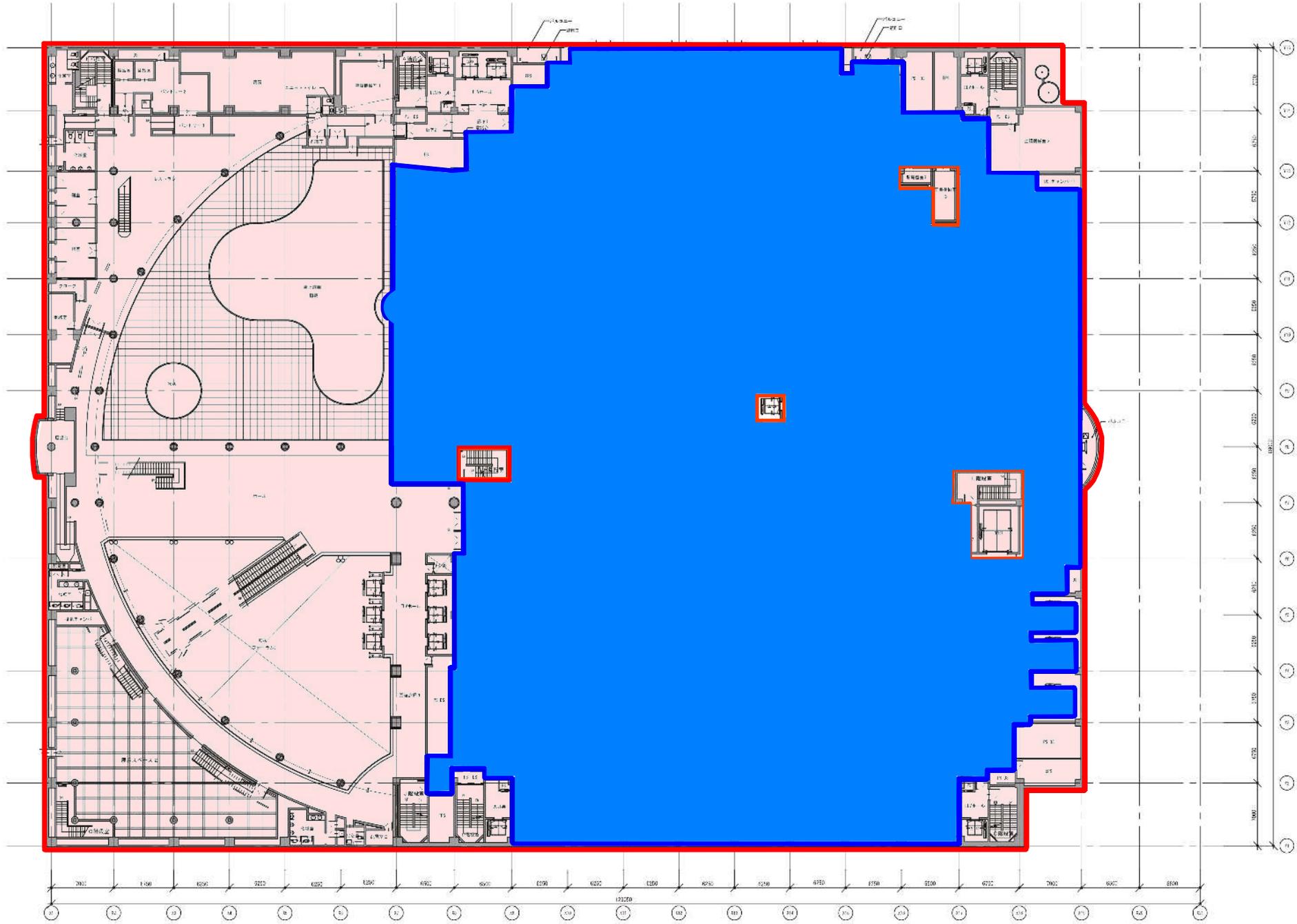
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

階層	10F
用途	
図例	07/00/09

図面内容	10階平面図
縮尺	1/400

図面内容	10階平面図	図番	000
縮尺	1/400	設計	

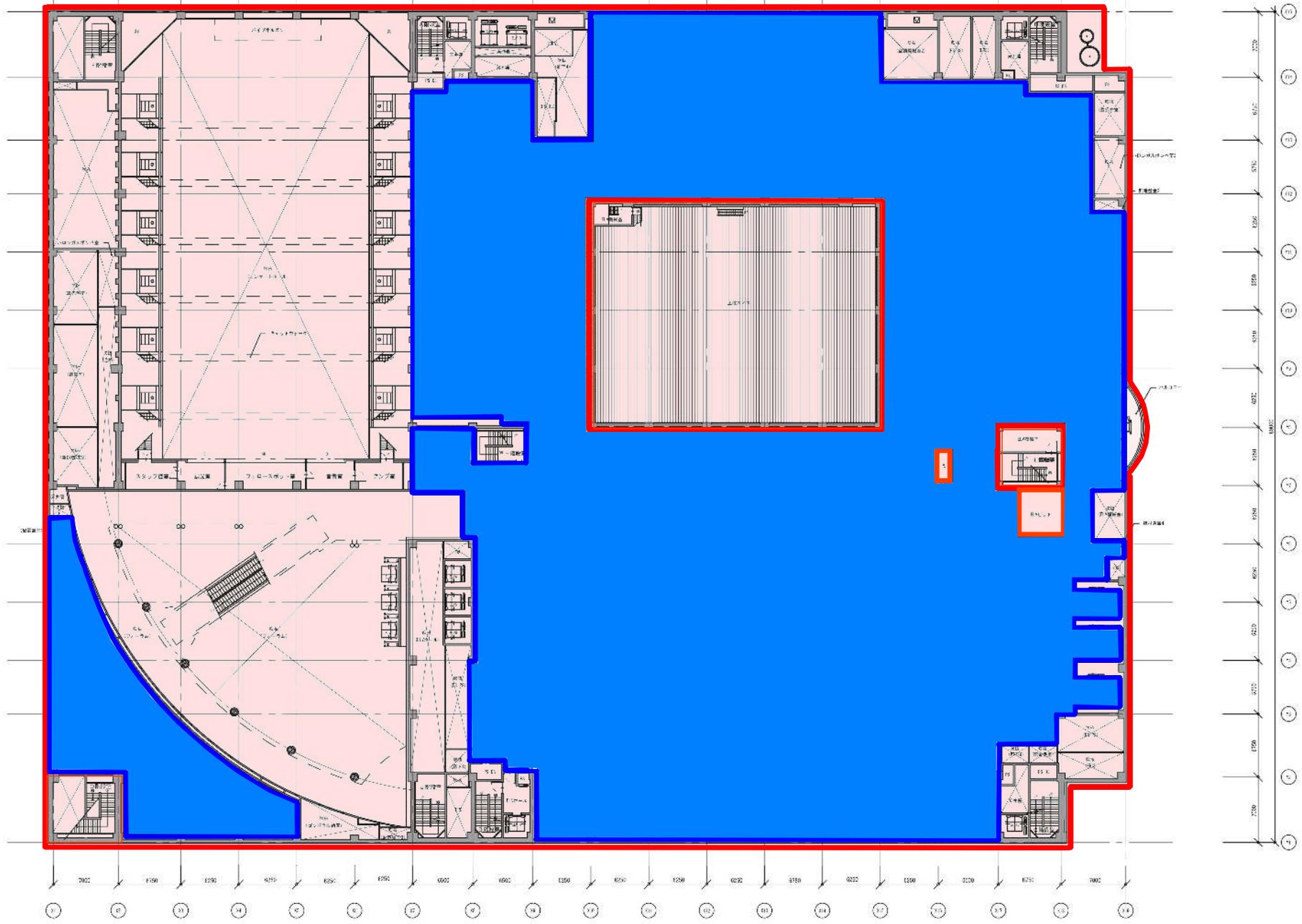
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200

112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

図面内容	9階平面図	図号	000
縮尺	A3 1/400	備考	

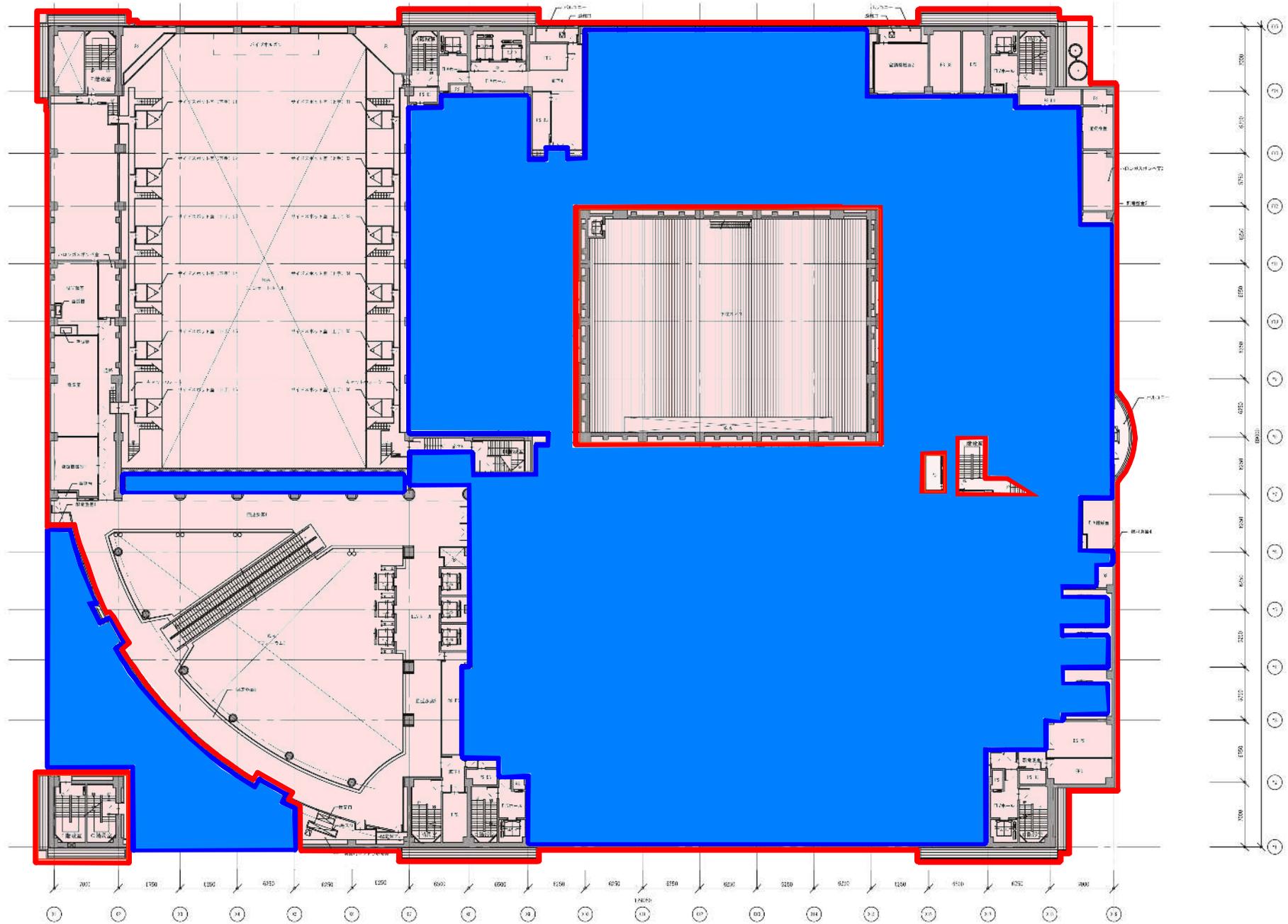
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150

151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200

201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250

251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300

301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350

8階平面図

A3 1/400

351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400

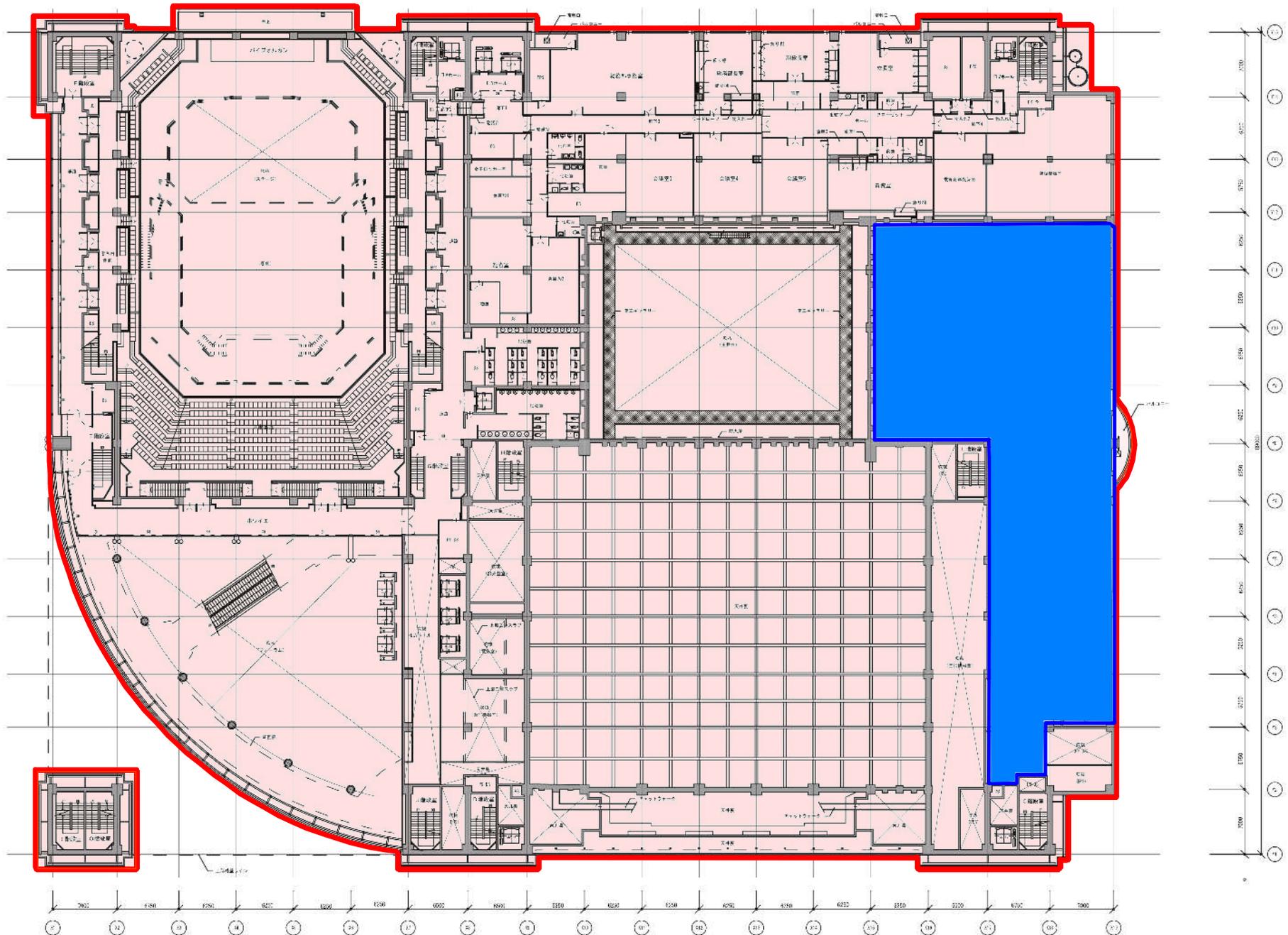
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

階層	7F
年月	07.00.00

図面内容	7階平面図	図番	000
縮尺	A3 1/400	設計	

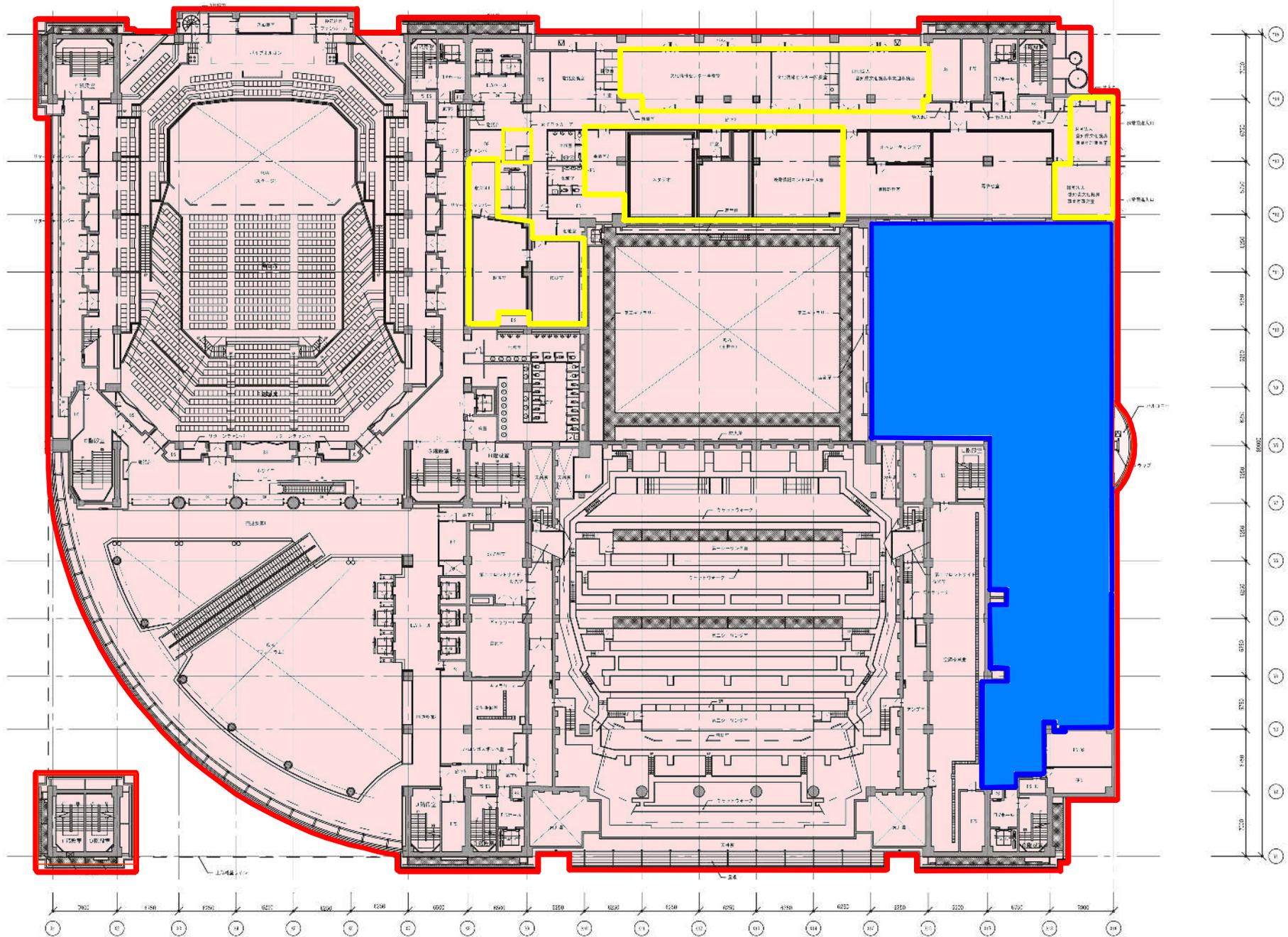
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150

図面内容	6階平面図	図号	000
縮尺	A3 1/400	備考	

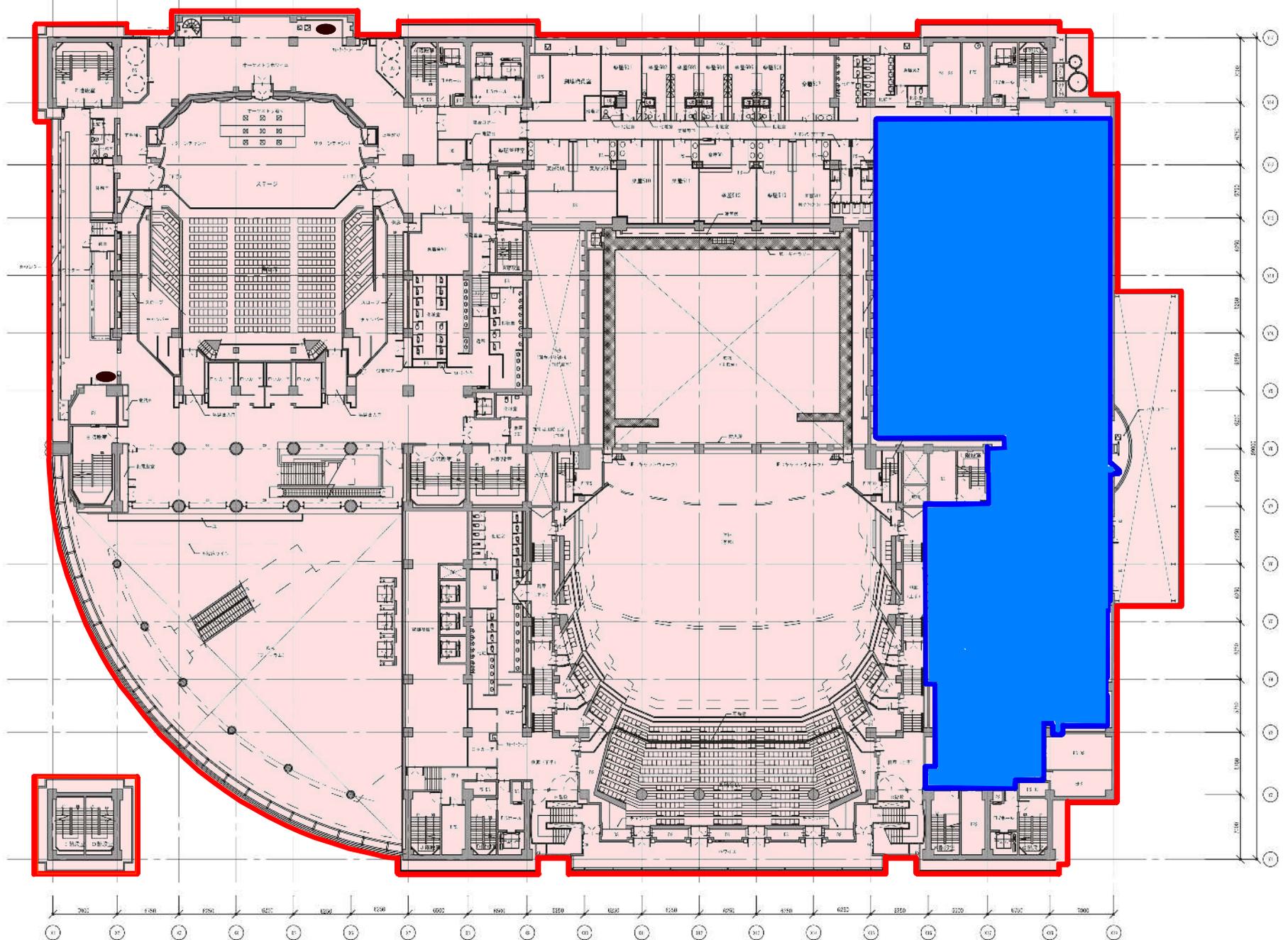
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200

図面内容	5階平面図	図号	000
縮尺	A3 1/400	設計	

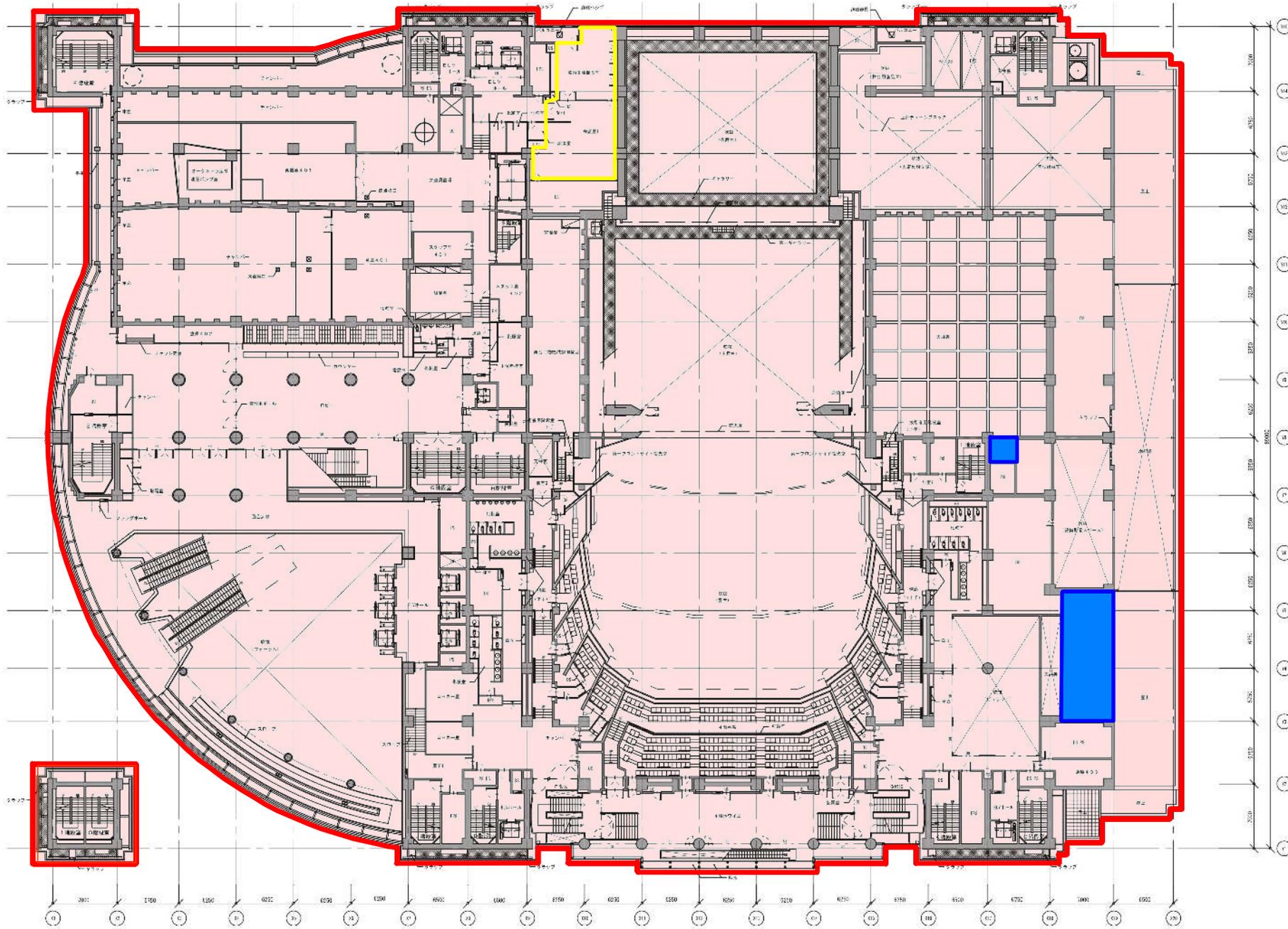
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

7/17  
 07-00-00

4階平面図  
 A3 1/400  
 0100

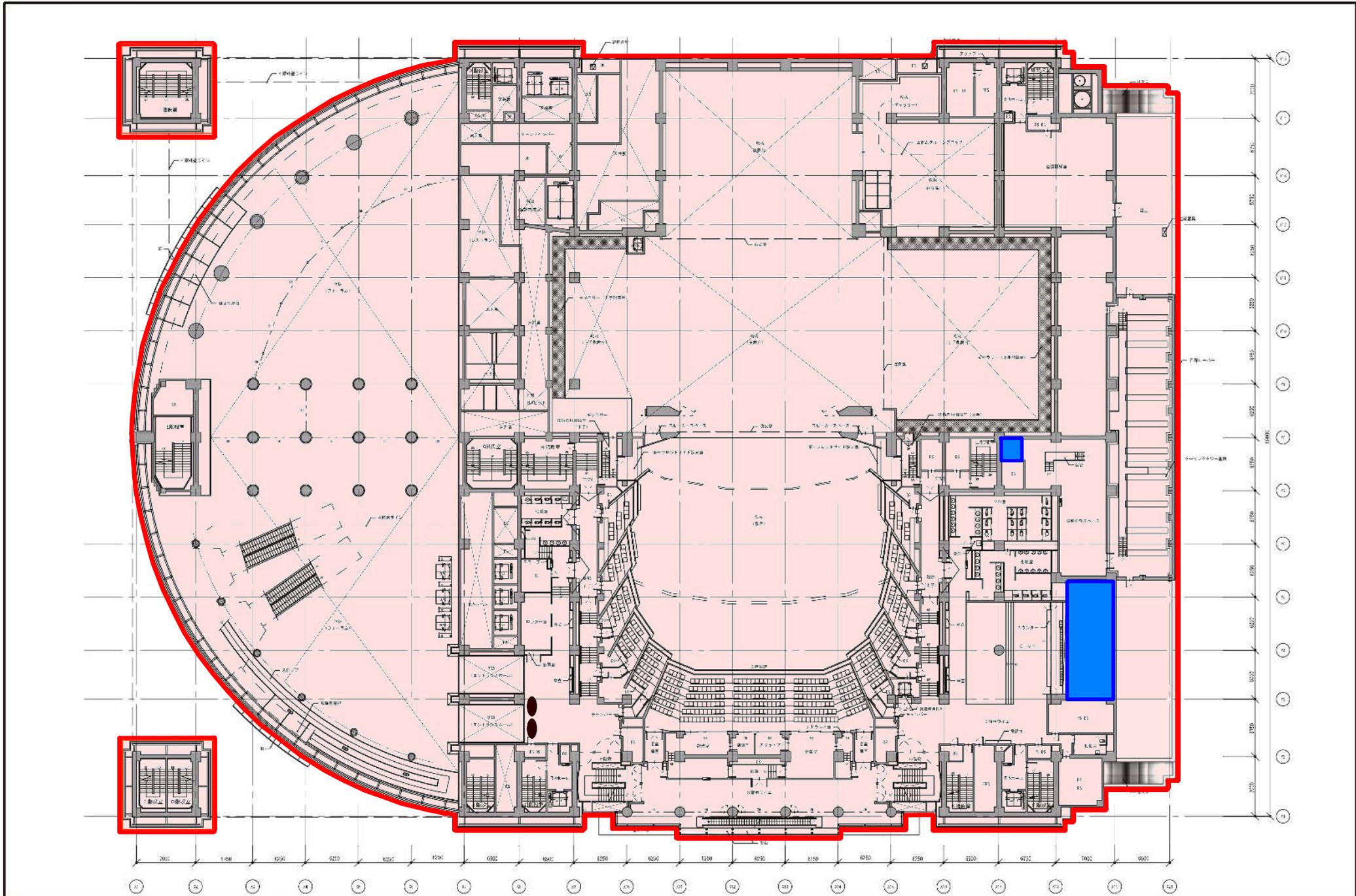
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

階層	3F
年月	07/00/00

図面名称	3階平面図	図面番号	000
縮尺	A3 1/400	設計者	

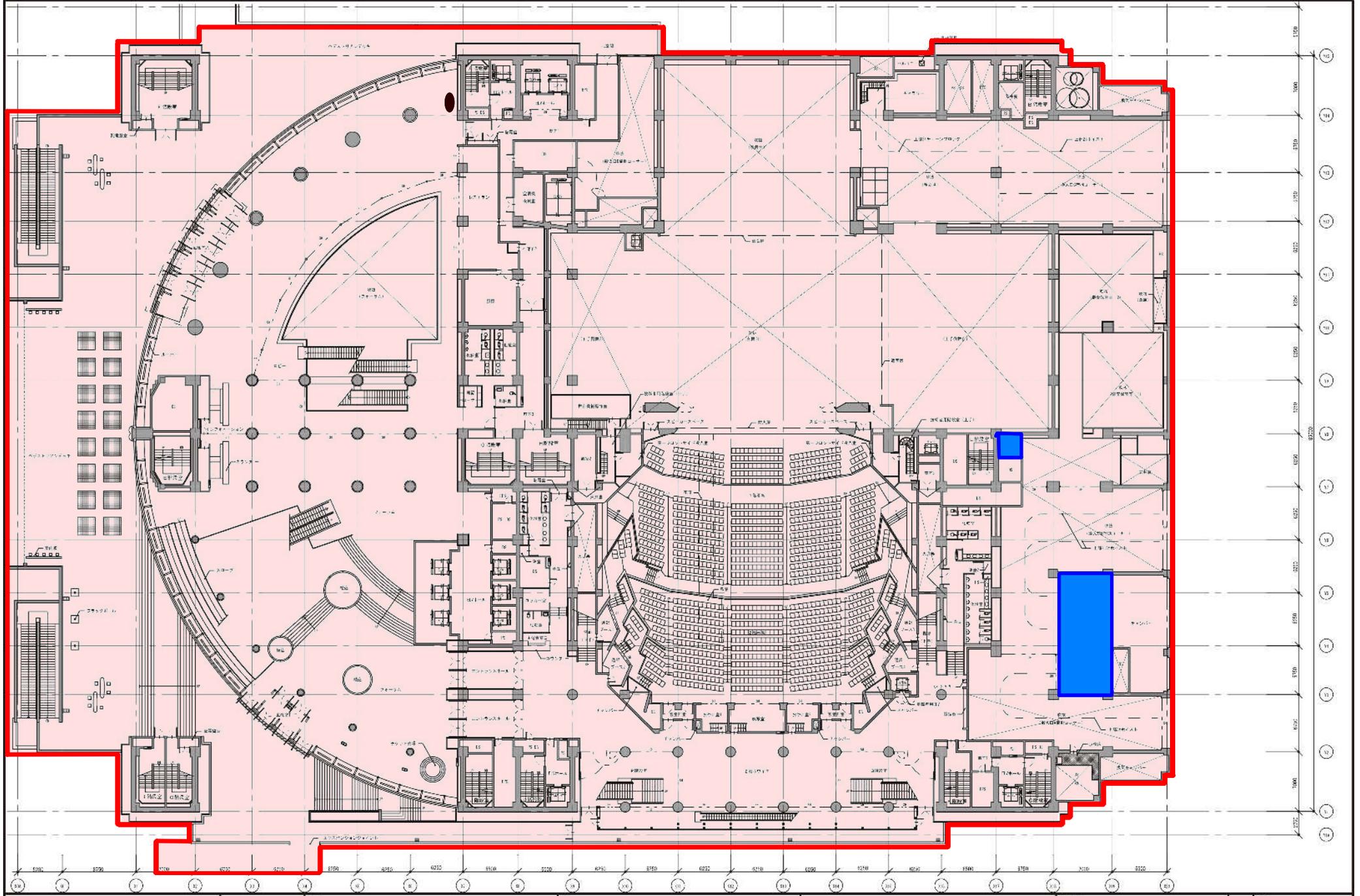
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

時期
年月 07 00 00

図面内容	2階平面図	図数	000
縮尺	A3 1/400	設計	

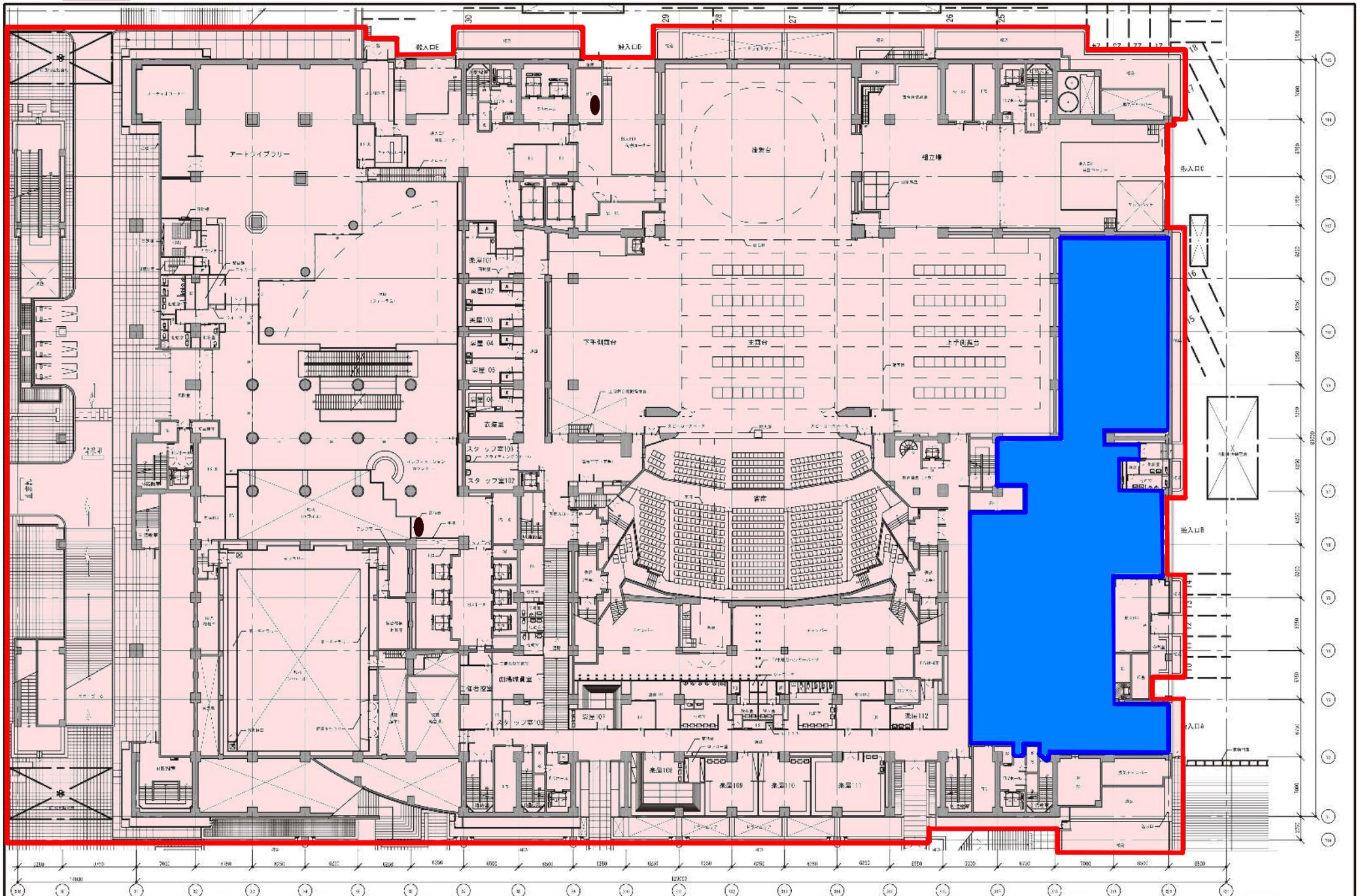
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

図例
縮尺 07.00.00

1階平面図

A3 1/400

000

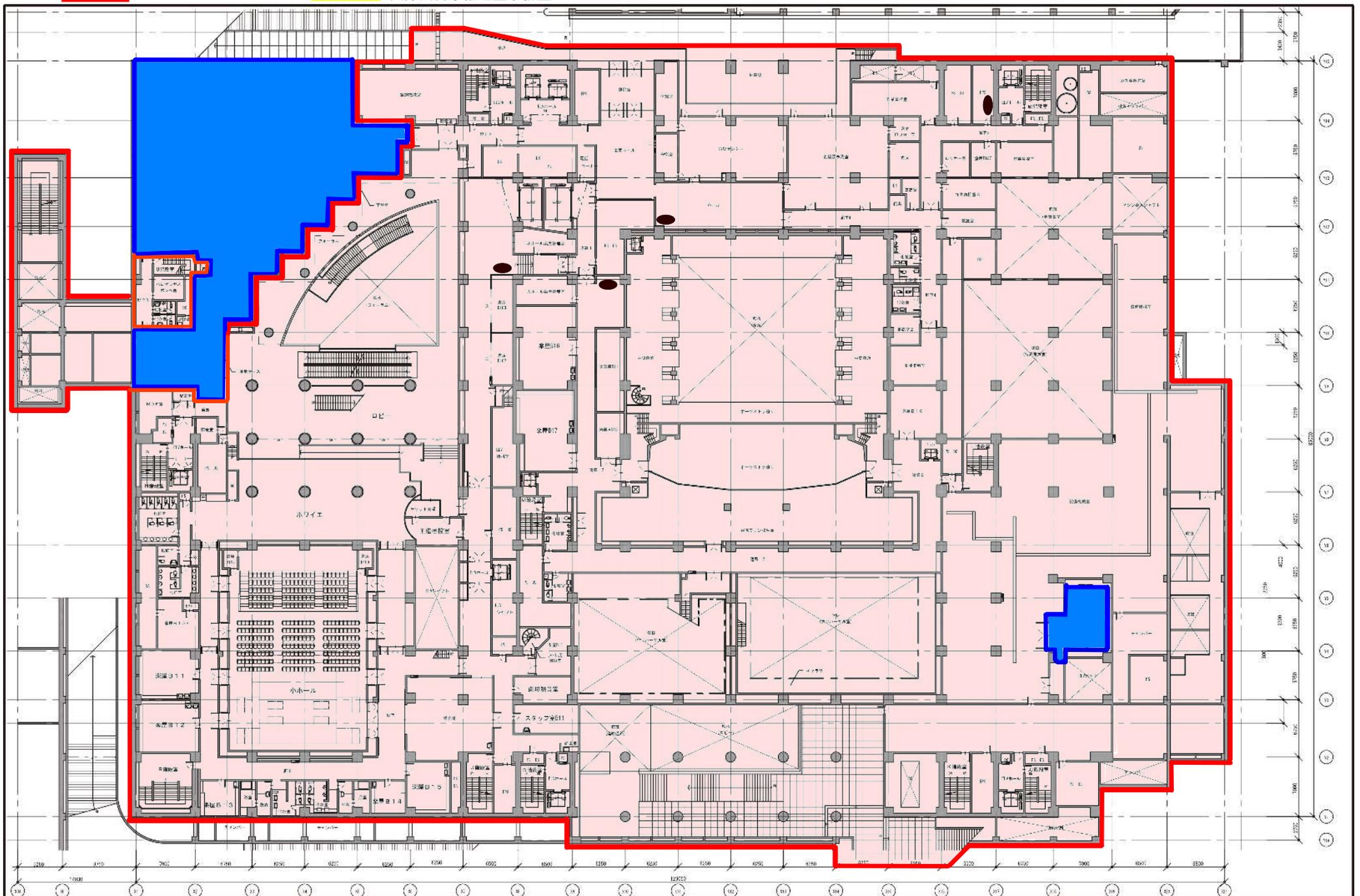
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務局

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

階層	地下1階
縮尺	07/00/00

地下1階平面図

A3 1/400

000

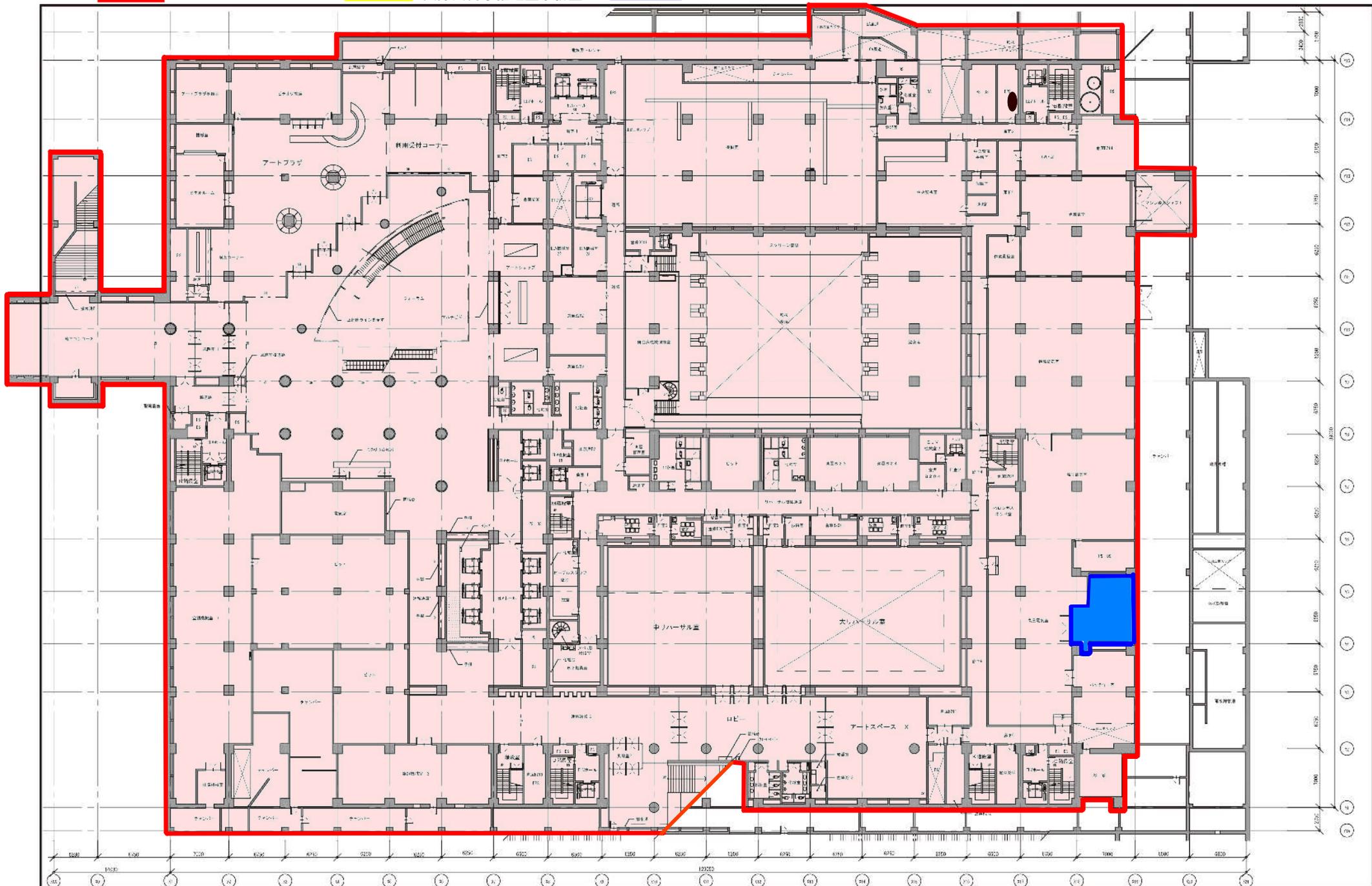
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

種別	地下2階
期別	07 00 00

地下2階平面図

A3 1/400

縮尺	1/400
単位	mm

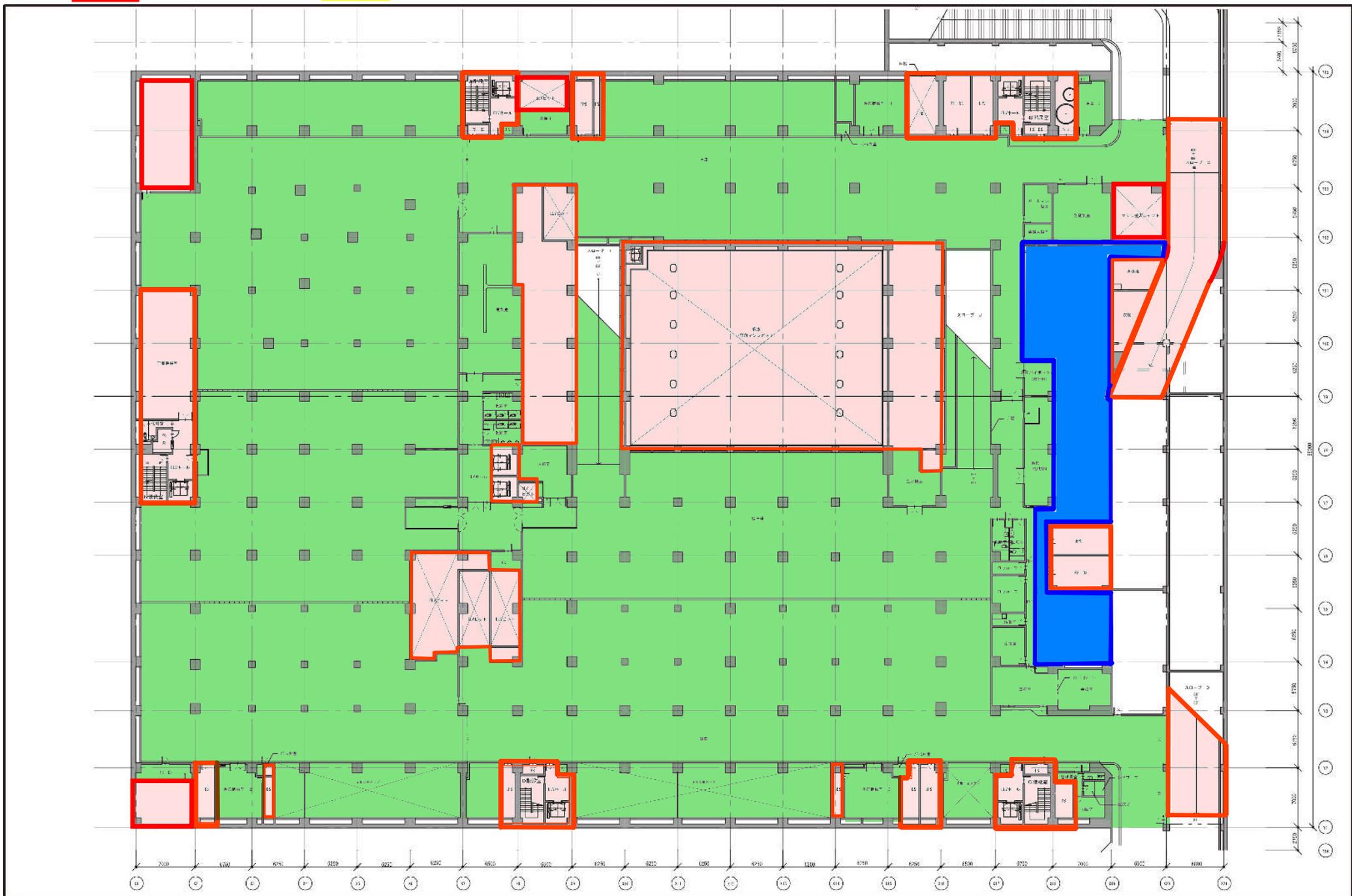
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

地区
棟別
階別
07 00 00

112

113

図面内容

地下3階平面図

2/20

000

1/20

A3 1/400

1/20

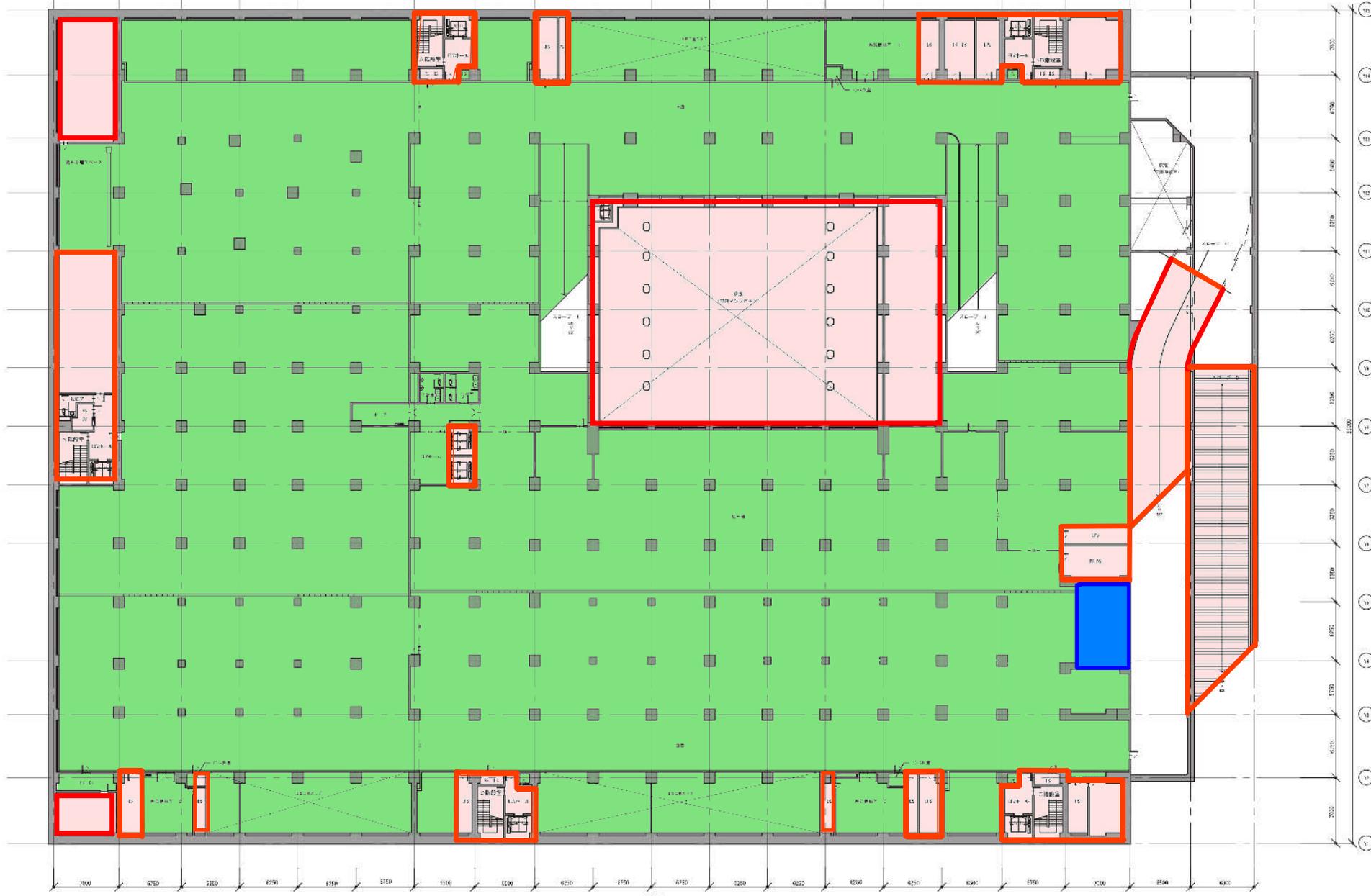
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

地階
07.00.00

図面内容	地下4階平面図	図号	000
縮尺	A3 1/400	設計	

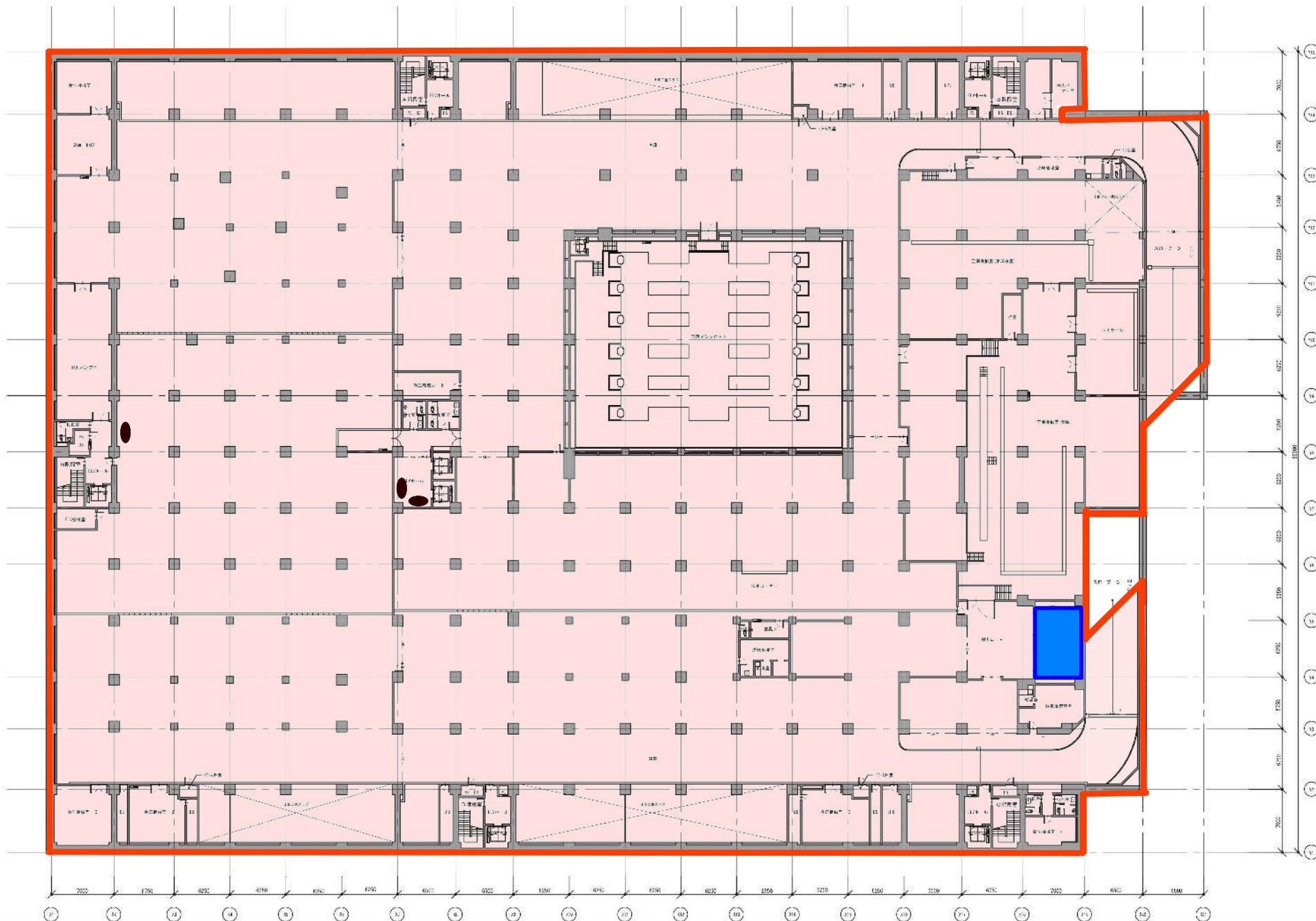
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

水廻り
暖房 07.00.00

112
113

114
115

図面内容	地下5階平面図
縮尺	A3 1/400

枚数	000
設計	

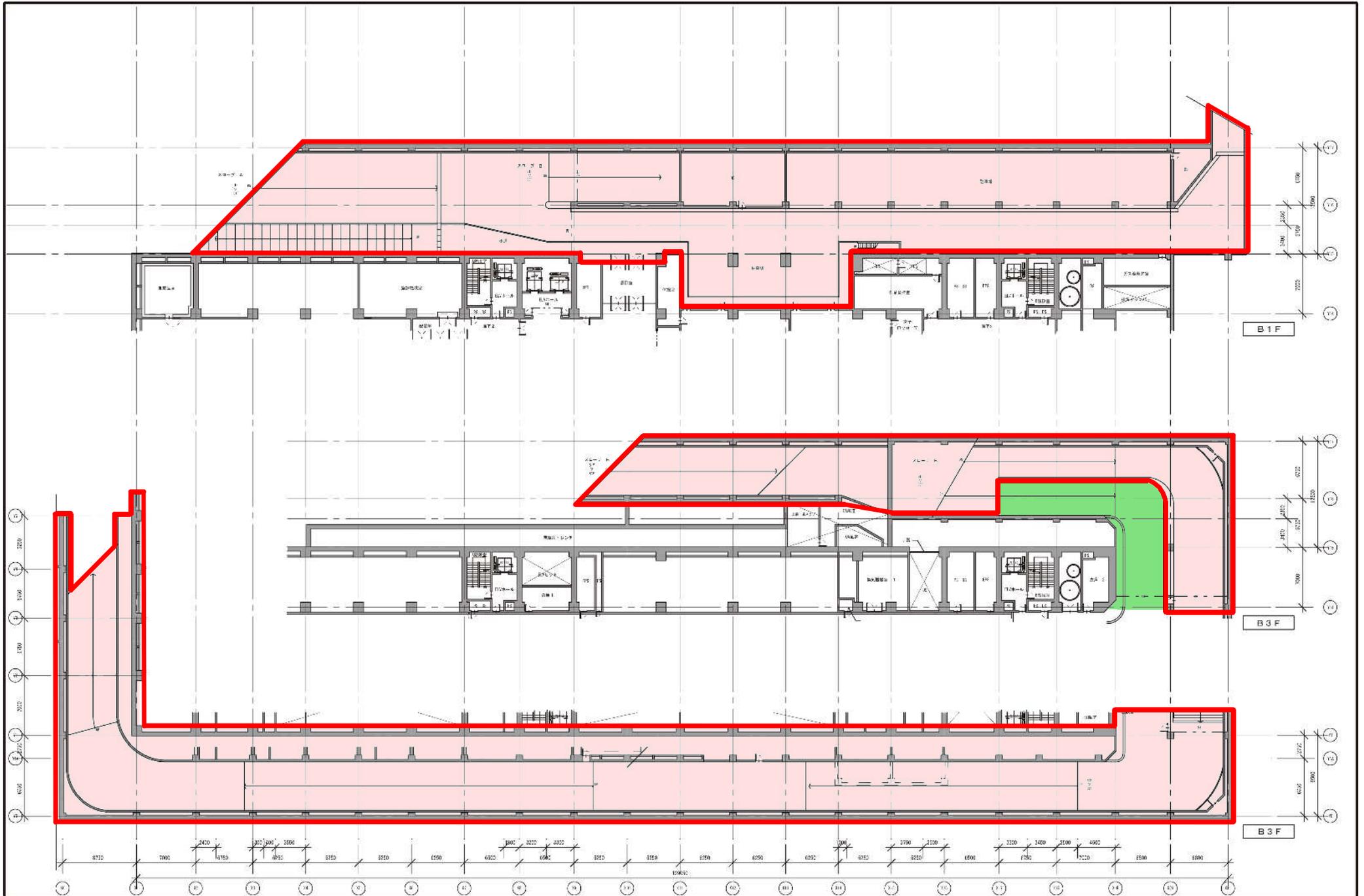
運営権設定対象施設

文化振興事業団及び  
国際芸術祭推進室事務室

美術館

東海放送会館区分所有

自販機・複写機・  
携帯電話基地局設備



愛知芸術文化センター

水廻り
電気
機械
07 00 00

112

113

取組内容

車路

取組内容

000

1/4

A3 1/400

1/4